

## 3月9日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 14名
- |      |          |      |          |
|------|----------|------|----------|
| 1番議員 | 小宮山 定彦 君 | 8番議員 | 栗田 隆 君   |
| 2 "  | 大森 茂彦 君  | 9 "  | 朝倉 国勝 君  |
| 3 "  | 山城 峻一 君  | 10 " | 滝沢 幸映 君  |
| 4 "  | 祢津 明子 君  | 11 " | 吉川 まゆみ 君 |
| 5 "  | 中島 新一 君  | 12 " | 西沢 悦子 君  |
| 6 "  | 大日向 進也 君 | 13 " | 塩野入 猛 君  |
| 7 "  | 玉川 清史 君  | 14 " | 中嶋 登 君   |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |                 |         |
|-----------------|---------|
| 町 長             | 山村 弘 君  |
| 副 町 長           | 宮崎 義也 君 |
| 教 育 長           | 清水 守 君  |
| 会 計 管 理 者       | 柳澤 博 君  |
| 総 務 課 長         | 臼井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長     | 大井 裕 君  |
| 住 民 環 境 課 長     | 竹内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長     | 伊達 博巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長     | 竹内 祐一 君 |
| 建 設 課 長         | 関 貞巳 君  |
| 教 育 文 化 課 長     | 堀内 弘達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹   | 長崎 麻子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 瀬下 幸二 君 |
| 総 務 係 長 補 佐     | 細田 美香 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 宮下 佑耶 君 |
| 財 政 係 長 補 佐     | 竹内 優子 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 鳴海 聡子 君 |
| 企 画 調 整 係 長     |         |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 |         |
| 子 ども 支 援 室 長    |         |
4. 職務のため出席した者
- |             |          |
|-------------|----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北村 一朗 君  |
| 議 会 書 記     | 宮崎 あかね 君 |
5. 開 議 午前10時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

- |                       |            |
|-----------------------|------------|
| (1) 気候危機打開の取り組みはほか    | 大 森 茂 彦 議員 |
| (2) ゼロカーボンについてほか      | 中 嶋 登 議員   |
| (3) ひきこもりの現状と支援についてほか | 吉 川 まゆみ 議員 |
| (4) 諸物価高騰についてほか       | 栗 田 隆 議員   |
| (5) アフターコロナに向けて       | 中 島 新 一 議員 |

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（小宮山君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日から一般質問の期間中、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

**議長（小宮山君）** 質問者は、お手元に配付したとおり11名であります。質問時間は、答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者も、これには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、初めに、2番 大森茂彦君の質問を許します。

**2番（大森君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

まず、ウクライナ問題でございます。今、ウクライナでは、一般市民や子どもたちがロシア軍により傷つき殺されております。ウクライナ国民が長い年月をかけてつくってきた街を破壊しているわけです。ロシアのプーチン大統領は東部地域を一方的に独立承認し、それを口実にウクライナへの侵略を開始しました。独立国に侵略することは断じて許すことはできません。

先日行われた国連総会では、ロシアへの非難決議が加盟193か国中7割を超える141か国で採択されました。また、ロシア国内でも反戦行動が全国に広がっています。国連を中心にロシアへの制裁を強めるべきであります。そして、私たち一人一人が声を上げていかなければならないと思います。それでは、質問に入ります。

#### 1. 気候危機打開の取り組みは

イ、「2050年ゼロカーボン宣言について」

昨年、イギリスのグラスゴーで開催されたCOP26で、産業革命前に比べ気温上昇を1.5度に抑える、このことが事実上、世界共通の目標となりました。その実現のためには、さらなる各国の目標上げが必要で、COP26が課した2030年目標を再検討し、強化することを締約国に求め、そしてその計画を今年の秋のエジプトで行われるCOP27に持ち寄ることになっております。

しかし、岸田首相は水素やアンモニア利用による火力発電ゼロエミッション化で、石炭等火力発電の維持を表明しています。COPで示された1.5度目標や、石炭火力の廃止こそが世界が向かう対策となっている今、岸田政権は石炭火力発電存続を見直し、再生可能エネルギーに軸足を置いた施策を行うことが必要と考えます。

さて、私が昨年12月議会で取り上げたCO<sub>2</sub>排出ゼロ宣言を行うよう提案したところ、長野地域連携中枢都市圏において、年度内に宣言を出すとの答弁をいただきました。長野地域9市町村が各自自治体の特性を生かした温暖化対策を講じるとともに、脱炭素事業を共同で創出・実施し、圏域全体で脱炭素化を推進するため、2月14日、共同で2050年ゼロカーボン宣言を行いました。

この宣言が出るまでの間に、町長の2回の提案で実現したというふうにはほかの資料で拝見しました。長野地域9市町村で宣言を上げることができたことの町長の思いについてお聞きしたいと思います。

次に、共同で宣言を出すことで、それぞれの自治体で温度差があったと思いますが、主にどんな点があったのか、お答え願います。

次に、2030年までに大気中の温室効果ガス、大半はCO<sub>2</sub>ですが、この排出量を2010年度比で45%、2013年度比で46%削減が求められていますが、それについて議論をされたのでしょうか。

次に、宣言モニュメントに、2050ゼロカーボン宣言の町を提示できないか。そしてまた、ホームページのトップページにもこの宣言の掲載を求めますが、それについてのお答えを願います。

これで1回目の質問といたします。

**町長（山村君）** ただいま大森議員さんから1問目の質問としまして、気候危機打開の取り組みはということで（イ）の2050年、「2050ゼロカーボン宣言」についてご質問がありました。私からはこのご質問の実施に至る状況についてお話申し上げまして、その他の項目につきましては担当課長から答弁させます。

さて、気候変動の影響は、地球規模での平均気温の上昇をもたらしており、以前は降雨といっても夕立程度で、真夏の気温も35度を超えることは少なかったものが、時の経過とともに

にゲリラ豪雨ですとか超大型台風などが頻発化・激甚化してまいりました。

このような状況が問題視されるようになった、今からちょうど30年前の平成4年、これは1992年ですけれども、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする国連気候変動枠組条約が採択され、同条約に基づきまして国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）が平成7年、1995年から毎年開催されてまいりました。

その後、平成27年、2015年にフランスのパリで開催されました第21回目となるCOP21において合意されたパリ協定で、世界の平均気温上昇の幅を2度未満とする長期目標が国際的に広く共有され、また、国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の特別報告書において、気温上昇を1.5度に抑えるためには、2050年までにCO<sub>2</sub>の排出量を実質ゼロにすることが必要であると報告され、全世界において2050年ゼロカーボンを目指す動きが高まりました。

国におきましても、令和2年、当時の菅総理大臣の所信表明演説において、2050年までにカーボンニュートラルを目指すことが宣言され、当町におきましては、議員の皆様をはじめ町民の皆様の意識も高く、議会においても度々ゼロカーボン宣言についてのご質問をいただいております。

このような状況におきまして、当町はこれまでも再生可能エネルギーの導入推進、ごみの排出抑制や緑化の推進などの取組を含め、温室効果ガスの削減による地球温暖化対策を進めておりましたが、圏域で、長野圏域ですね、圏域で2050年ゼロカーボンを目指す包括的な宣言を行うことにより、より効果を高めるため、脱炭素に資する事業で複数連携をしてきました長野圏域に対し、共同宣言を行うことについて提案をしてきたところであります。

また、当町におきまして、昨年10月に開催されました「さかきモノづくり展」では、町内企業が既に脱炭素化社会に向け様々な取組を進めていることが報告され、とてもよい機会となりました。その中で、2050年ゼロカーボンを達成するため、テクノセンター、商工会、テクノハートが環境にやさしいモノづくり共同メッセージを発出し、町内の民間事業所も含めた脱炭素社会を目指す機運が高まってまいりました。

このたび、2050年ゼロカーボン宣言を発出することができ、坂城町の官民が共に推進していく体制が整ったものと考え、大変うれしく感じております。

また、長野圏域での昨年2月の私の提案の後、その思いに共感し、真摯に検討を進めていただいた、当時の長野市の加藤前市長をはじめ、長野圏域の市町村長様、各市町村との調整や事務を担っていただいた長野市の事務局の皆さん、これら全ての思いを引き継ぎ、形にしていたいただいた荻原市長に改めて感謝申し上げたいと思っております。

この宣言の下、圏域で取り組むことによる相乗効果を発揮させ、個人や家庭のほか、自治体や民間企業、NPOなどあらゆる組織が官民の枠を超えて連携し、2050年ゼロカーボンに

向けて取組を進めてまいりたいと考えております。

**企画政策課長（大井君）** 気候危機打開の取り組みはのご質問に順次お答えをいたします。

初めに、それぞれの自治体の温度差はとのご質問でございますが、圏域内の9市町村は長野県が令和元年12月に行った気候非常事態宣言及び2050年に県内での二酸化炭素排出量を実質ゼロにする決意表明に賛同をしております。

また、昨年2月の長野地域連携推進協議会の中では、山村町長が各市町村に対し、長野圏域で2050ゼロカーボンを目指す包括的な宣言を行うことを提案した際も、お集まりの市町村長からはご賛同をいただいております。

同日、災害発生時に民間事業者の電気自動車（EV）からの給電や、長野地域の市町村間においてお互いの保有するEV等を融通し、相互給電応援体制を構築することなどを盛り込んだ、電気自動車を活用した脱炭素社会の実現と、災害対応力強化に係る連携協定を圏域内9市町村全てが参加する中で締結しており、脱炭素化の必要性の認識は共有しておりました。

一方、市町村の規模や地形など特性が異なるため、バイオマスに力を入れる自治体や、小水力発電に力を入れる自治体、太陽光発電に力を入れる自治体など、その手法や脱炭素社会を実現するための予算配分などは様々であり、昨年2月当初は、宣言の内容やどのような形で宣言をするかなど、市町村間での調整が必要な状況でございました。

その後、1年をかけて長野市を中心に調整を進めたことにより、全ての市町村が共同による宣言の準備が整いましたので、先月14日にオンラインによる共同宣言が行われたところでございます。

次に、2030年までにCO<sub>2</sub>45%削減についての議論のご質問ですが、今年度からスタートした第二期長野地域スクラムビジョンに、9市町村全てが参加する脱炭素化推進連携創出事業が位置づけられ、今年度は担当者の会議のほか、ゼロカーボンに関する研修会なども開催されました。

この担当者間の会議のほか、担当課長、市町村長の会議においても、ゼロカーボンに向け、脱炭素化の取組方法の事例や国や社会の状況についてなど、活発な情報交換が行われてきたところでございます。

また、気候変動に関する政府間パネルの特別報告書にある地球温暖化による気温上昇を1.5度に抑えるためには、世界全体の人類の活動に起因するCO<sub>2</sub>排出量が、2010年比で2030年までに約45%減少し、2050年までに実質ゼロに達する必要があることなども共通認識としてきたところでございます。

その共通認識の達成に向け、各市町村が実施してきた温暖化対策や脱炭素に向けた取組を継続して推進し、さらに連携のスケールメリットを生かした共通の事業など、新たな取組も積極的に推進することなどをテーマに情報交換が行われてまいりました。

最後に、役場前庭の宣言モニュメントへの掲示やホームページへの掲載につきましては、個人や家庭のほか、あらゆる組織が共通の認識を持ち、連携して取組を進めることは大変重要なことと考えておりますので、それぞれへの掲載などについて検討してまいりたいと考えております。

**2番（大森君）** 町長と担当課長より答弁をいただきました。坂城町が主導といいますか、山村町長が主導的に提起されて、そして長野圏域の9自治体が賛同して実現したということで、非常によかったなというふうに思っております。また、この長野圏域の中でそれぞれの自治体が交流し合い、そしてそれぞれの情報交換、あるいはどうやってゼロカーボンへ向かっていくかという情報交換をお互いにやり合っていく、情報交換をしていくということにとっても非常に大切なことだなというふうに思っております。その点については、坂城町のこの取組の一步前進ということで評価したいというふうに思います。

また、宣言モニュメントに掲示するというだけでちょっと検討していただけるということで、非核平和都市宣言も含め、宣言と一緒に掲げれば非常にいいなというふうに思っております。また、ホームページにもぜひ、いつも坂城町を開けばそれがぽんと出てくるということで、しばらくの間、それをやはり掲載していただくということをぜひお願いしていきたいというふうに思います。

それでは、2番目にケア労働に従事する職員の処遇改善はということで質問させていただきます。

イといたしまして、町の対応は。

政府は、新たな補助金を通じ処遇改善が遅れている介護職や保育士、幼稚園教諭の皆さんの賃金をこの2月分から3%程度、約9千円相当引上げをするというようなことが国から示されました。

ところが、自治体によってそれぞれ対応がまちまちだということで、政府が打ち出した今年2月からのケア労働者に対する処遇改善について、各自治体による対応のばらつきがあるということが指摘され、政府は急遽、2月17日に事務連絡を出しました。そして、それに対してこれまでやってこられたかもしれませんが、ケア労働に従事する職員の処遇改善として、町はどのように対応されたのか、それについて質問いたします。

**子ども支援室長（鳴海さん）** 2. ケア労働に従事する職員の処遇改善はとして、イ. 町の対応はについてのご質問にお答えいたします。

内閣府では、国の経済状況を、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、依然として厳しい状況ではあるものの、ウイズコロナの下で一日も早く通常の社会経済活動の再開を図るため、新しい資本主義を起動し、成長と分配の好循環の実現、経済を自律的な成長軌道に乗せ、感染拡大の可能性に備えた危機管理に万全を期すとともに、経済の底割れを防ぐため、コロナ克

服・新時代開拓のための経済対策を令和3年11月19日に閣議決定いたしました。

この経済対策には、一つ目として新型コロナウイルス感染症の拡大防止、二つ目としてウイズコロナ下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え、三つ目として未来社会を切り拓く新しい資本主義の起動、四つ目に防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保が掲げられました。

このうち、保育士などケア労働に従事する職員の処遇改善につきましては、三つ目に掲げられた未来社会を切り拓く新しい資本主義の起動のうち、分配戦略～安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化～として、公的部門における分配機能の強化等について、看護、介護、保育などの現場で働く方々の収入の引上げ等、民間部門における賃上げ議論に先んじた措置の前倒しの実施、医療・福祉人材の育成・確保の支援が示されています。

これに伴い、保育士等を対象とした処遇改善として、経済対策に基づき、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度引き上げるための措置を令和4年2月から実施することとされ、内閣府子ども・子育て本部及び厚生労働省子ども家庭局から処遇改善臨時特例事業実施に向けた要綱が示されたところであります。

この特例事業につきましては、保育士や放課後児童健全育成事業を行う事業所で働く職員の処遇改善を目的としており、令和4年2月から基本給または毎月支払われる手当により、賃金改善を実施することが要件となっており、事業に要する経費のうち大臣が認める経費については、一定期間国から交付金を交付するものであります。

また、対象となる職員について、公立保育園の保育士及び放課後児童クラブで働く職員とされており、事業の実施を含め実際の賃金引上げに関し、職員の配置状況や経験年数に応じた配分などを考慮し、その具体的な方法や個々の賃金改定額については、事業者、市町村が判断して決定することとされております。

当町の会計年度任用職員の保育士及び放課後児童支援員等につきましては、これまで職務の内容に応じた任用・勤務条件、給料等について、見直しや協議を行う中で人材確保に努めてきたところであります。

このうち、町の会計年度任用職員のフルタイム保育士につきましては、正規職員と同様に職務の内容や責任、知識や技術が必要とされる中、新型コロナウイルス感染拡大の防止にも努め、日々の感染状況やこれに伴う対応が変わる中で、子どもの保育だけでなく、保護者への説明・理解を求めるなどの対応も行っているところであります。

また、児童館で働く職員につきましても、放課後や学校の長期休業期間中の1日開館では、密を避けた行動を常に意識し、子どもたちに間隔を保った活動を促すなど、生活や遊びの場の提供とともに、子どもたちへの支援を行っているところであります。

現在、コロナ禍においても地域における社会機能維持のために必要な保育園、児童館につき

ましては開所し、保護者の理解を得る中、感染予防に取り組みながら必要な保育や支援ができるよう努めているところであります。

今回の処遇改善につきましては、国の指針が提示されてから各自治体で検討する時間が大変短い中、その対応が迫られたところでありますが、こうした状況と制度の趣旨を鑑みの中で、当町におきましては、フルタイムの保育士と児童館で働く館長・支援員の基本月額について、国の示す3%程度を引き上げることとし、令和4年2月から実施することといたしました。

今後も、これらの専門職につきましては、人材確保をしていく上でも、給与体系の見直しや働きやすい環境を整備するなど、柔軟な対応に努めてまいりたいと考えております。

**2番（大森君）** ただいまご答弁いただきました。答弁の中で、正規の職員も対象ではあるということによろしいでしょうか。ケア労働に従事する職員の処遇改善という国の提案については、それを確認してよろしいでしょうか。ちょっともう一度答弁をお願いします。

**子ども支援室長（鳴海さん）** 再質問にお答えいたします。今回の処遇改善につきましては、保育園等で勤務する職員となりますので、正規職員も対象とされております。

**2番（大森君）** わかりました。正規職員も3%程度の賃上げといたしますか、それになったということだそうですが、これは条例改正は必要なかったのでしょうか。それについてはいかがでしょうか。

**総務課長（臼井君）** ただいまの正規職員につきまして、対象になっているというお答えをしたんですけども、対象になっているのは、処遇改善をした場合に交付金の対象になっているということでありまして、当町において正規職員については、今回は賃上げについては実施していない状況でございます。ですので、条例改正も正規職員については必要がなかったという状況でございます。

**2番（大森君）** 正規職員であっても、特にコロナ禍での保育ということで、これまでの一般的なとか、過去の普通の、何が普通かということがあるかもしれませんが、ここ2年くらいのコロナ禍の中での保育士さんの仕事の量というのは、また精神的な緊張感も相当なものだと思うんですよね。そういう点で賃上げの対象外としたという理由は、一体どこにあるのでしょうか。

国はそこまで含めて、正規職員の皆さんも含めてですね、通達を出したということなんです。その辺の理由についてご答弁願いたいと思います。

**総務課長（臼井君）** 正規職員につきましては、条例で定める給料表を使って給料が定められているという部分と、あとその給料表につきましては、県の人事院勧告、こちらに準じて改定を行っているという状況でございますので、既に適正な給与水準が確保されているという判断をした上で、実施については見送ったところでございます。

**2番（大森君）** この対応について、国からの交付もあるかというふうに思うんですよね。そう

ということも考えれば、やはり保育士さんの給料改定も必要ではないか。そして、職員採用でいつも言われるのが、保育士さんを採用しようとしていても、なかなか集まらないと。近隣の市のところの給料がいいということで、そちらへ逃げていくというような、逃げていくというのはちょっと心配、問題ありますけれども、やはり複数の自治体の採用試験を受けているということで、条件のいいほうへやっぱり行かれてしまうということもあるわけですね。

そういう点で、やっぱり保育士を確保するという点でも、正規保育士のやっぱり処遇改善ということには力を入れるべきではないかというふうに思うんですけども、その辺、町長にお願いできますか、どうですか。

**総務課長（臼井君）** 正規職員の給与改定が必要だというご質問ですけれども、今回の給与の改定につきましては、近隣の市町村の状況、こういったものも、県からどんな対応をするかという情報がありました。そうした中で、やはり正規職員の給与改定をやるというのはほとんどございませぬ。僅かあるぐらいで、ほとんどの自治体は給与改定を行わないという状況も鑑みる中で、今回の見送りを決定した状況でございます。

あと、子育て環境の充実と保育環境の充実といった部分では、常に保育士の採用等を心がけてきておりまして、今後につきましても、必要な人数について確実に確保していけるように努力をしていきたいと思っております。

**2番（大森君）** 12月議会の直前に臨時議会を開きまして、期末手当の削減についてはすぐ手を打つという、もう機敏なすごさですね。ところが、こういう処遇改善をなささいというお達しがあっても、それはいろいろな理由でできないということではいくということではないと思うんです。やはり、職員のやる気を出していただく、そしてまた坂城町の保育行政あるいは子育て対策が非常にいいと思われるような、そういう施策を取っていくためにも、保育士さんの処遇改善をきちんとしていただくということを求めまして、次の質問に参ります。

それでは、3といたしまして、加齢による難聴者の補聴器に助成を。

イ. 補聴器購入に助成を

前回の質問の答弁で、加齢性難聴では電話の呼出し音など高周波、高音域の低下が著しく、また、微妙な周波数の違いがわかりづらくなり、会話に使われる言葉の聞き取り能力が低下することが特徴と言われており、相手との会話がスムーズにできなくなるということから、人との会話を避けるなど外部からの刺激が少なくなるということで、脳機能が低下し、認知症や孤立によるうつ状態に陥ってしまうリスクも指摘されているというふうに認識された答弁をされました。

つい先日、3月3日、耳の日のこともあり、新聞折り込みのチラシが何枚か入っております。その値段を見ますと、両耳に装着すると、高めの商品ですと定価が36万円で、その20%オフで28万8千円という値がついております。また、別のものでも29万7千円など

となっております。特に高齢者、また年金だけで暮らしている方にとっては、この補聴器を購入するのもためらってしまいます。また、欲しくても買えない、こういう現実であります。

県や国の対応がなければ、当町ではちょっとできないという答弁がありました。町単独事業として、ぜひ助成制度の設立を再度求めるものであります。

**福祉健康課長（伊達君）** 加齢による難聴者の補聴器助成についてということでご質問をいただきました。お答えをいたします。

加齢性難聴につきましては、内耳にあります蝸牛という感覚器官から音の感覚を神経に伝える有毛細胞が劣化したり、減少することが原因で聴力が低下していくもので、ご質問にございましたように、会話に使われる言葉の聞き取り能力の低下に伴い、人との会話を避けるなど、外部からの刺激の減少による脳機能の低下で、認知症などのリスクも指摘されているというところでございます。

この有毛細胞につきましては、劣化や減少すると再生することがないということでありまして、医療技術による根本的な治療が困難なことから、加齢性難聴においては、低下した聴力を補い、生活の質を維持していくため、専門医の診断に基づくご自身に合った補聴器の使用が有効とされております。

障害者総合支援法では、身体障害者手帳の交付を受けている方に対し、失われたり損なわれた身体機能を補完・代替する装具について、補装具費として購入や修理に要した費用の全部または一部を公費負担する制度があり、車椅子や義手、義足、補聴器などが対象となります。

当町におきましても、令和元年度及び令和2年度に支給をいたしました補装具の交付・修理は合計72件でありますけれども、このうち30件が補聴器であります。さらにこのうち21件が65歳以上の方に対するものでございました。

聴覚の障がい得手帳の交付を受けている方への補聴器支給の具体的な手続としましては、医師による補装具費支給意見書と見積書を添付の上、購入前に補装具費支給申請書を提出していただき、県立の総合リハビリテーションセンターでの書類判定の結果に基づき支給を行うということになります。

一方、聴覚レベルが身体障害者手帳の交付対象に至らない軽度難聴や中等度の難聴の方のうち、18歳未満の方の補聴器の購入については、就学等への影響も考慮しまして、市町村が実施した購入助成の2分の1を県で財政支援する制度があり、町でもこの制度を活用した軽度・中等度難聴児補聴器購入等助成事業補助金交付要綱を整備し、平成25年5月から運用をしているところでございますが、加齢性難聴者の補聴器購入に関しては、国や県でも補助制度がないという状況でございます。

加齢性難聴につきましては、一般的にはありますけれども、50歳頃から始まり、65歳を超えると急増すると言われており、該当する方は相当数おられると推測されるところで、町

単独での助成につきましては、財政的な観点も含め、慎重な対応が必要と考えているところがございます。

しかしながら、一方では高齢化率が年々高まる中であります。令和元年6月の長野県議会においても、議員提出の加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書が可決され提出されるなど、加齢性難聴への対応につきましては、全国的な課題であると捉えておりまして、引き続き、国や県の動向を注視してまいりたいと考えているところがございます。

**2番（大森君）** 全国的に国・県の補助がないというところなんです、例えば、静岡県焼津市では、65歳以上の住民税非課税の人、医師の証明を頂き、聴力が30デシベル以上の人が対象で、購入費の2分の1を助成すると。そして、上限3万円であるという制度を持っております。

また、愛知県設楽町では、65歳以上、所得制限はなし、助成額は購入費用の3分の2の範囲で上限は5万円、片耳1個ですが、医師が必要と認める場合は両耳で2個、上限10万円を補助するという制度であります。

また、東京のど真ん中といいますか、都内で金額はだいぶ違うんですが、新宿区では自己負担が2千円で現物支給をする。また、東京の港区では上限13万7千円を支給すると。

それぞれ自治体がいろんな工夫をして支援をしております。ぜひ、当町においても今回の当初予算を見ますと体育館で10億ぐらい使うようになっておりますけれども、その点で財政調整基金からだいぶ持ち出しているということもありますけれども、やはり町民の生活を保障していく、そういう点からいけば、地方自治法の第1条の2のところに、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として」いるという、これが第一の目的であるわけですね。そういう点からみれば、やはり国・県の動向だけではなく、町独自でやはり制度をつくっていく。

子どもの医療費の無料化についても、最初はいろんな自治体からずっと広がってきて、そして、県がやり、国がやってくれた。あるいは今度の国保の就学未満児の子どもさんたちの均等割についても、やはりそういう点で地方が動き出さなければ、国や県がなかなか動かないということがあります。国や県が動くのを待っていては、今難聴で困っている人にとっては何の救いにもなりません。町長、その点についてはどうお考えでしょうか。よろしく申し上げます。

**町長（山村君）** 今、大森議員さんからお話がありました加齢性難聴については、明日は我が身ということになるかもしれません。伊達課長が申しあげましたように、県のほうで動きもありますし、それをよく見ながらですけれども、じっと待っているだけではなくて、坂城町の実態調査もよくしながら、今言われたような事例がほかの市町村でもありますので、よく研究していきたいというふうに思っております。以上です。

**2番（大森君）** また次も一定の時間を経過し、町の動き、県の動き等も見て、再度3回目の質問にしたいというふうに思っております。

今日の一般質問は、特に環境問題、そして地球温暖化の問題について最初に取り上げました。環境省は地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて、県と市町村が地方公共団体実行計画を策定し、住民や事業者を含めた区域全体の再生エネルギー導入、省エネ推進等の施策を求めています。これは長野圏域で9市町村が宣言した第一歩だというふうに思います。

これは事務事業編と区域施策編があります。特に地域全体の取組を定める区域施策編については、都道府県や政令都市、中核市などは義務づけられております。その点で、長野市が核になって今回の宣言が出されたと思います。その他の市町村については、策定の義務づけはありません。

昨年10月に改定された政府の地球温暖化対策計画において、地方公共団体は国の取組に準じて率先的な取組を実施することと明記されました。自治体が率先的に取り組むべき地方単独事業ということで、実際、町も行っている内容もありますけれども、公共施設への太陽光発電の導入、建築物における温暖化に対する建物の取組、三つ目に省エネルギー改修の実施、またLED照明の導入ということで、特にこの4番については、早急に小学校や中学校、あるいは公共施設について、早急にこれは実施していただきたいと思っております。

これらについて、温暖化対策集中期間の2022年から2025年を通して、公共施設等適正管理推進事業債、充当率が90%、交付税措置比率が財政力に応じて30から50%ということで充当できるとしております。ぜひこういうものも使って、早い段階でのCO<sub>2</sub>削減の努力をお願いして、私の一般質問を終わります。

**議長（小宮山君）** ここで、10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時48分～再開 午前10時58分)

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

次に、14番 中嶋 登君の質問を許します。

**14番（中嶋君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、私の一般質問を行います。

さて、皆様もご周知のとおり、ロシアのプーチン大統領がウクライナに侵略し、戦争が始まってしまいました。戦争などは20世紀のものと思っておりましたが、まさか、21世紀であります。そして、中国では折しも世界平和の祭典である冬季オリンピックが開催され、パラリンピックの真っ最中であります。20世紀の100年、人類は何を勉強したのでしょうかね。プーチンが赤いボタンを押して、第3次世界大戦が始まらぬよう神仏に祈るのみであります。さて、質問に入ります。

1. ゼロカーボンについて

先ほど同僚の大森議員も、この辺だいぶ質問をしておりましたが、考えてみれば、やはりこの議場の中に複数人質問をするということは、それなりの重みがあり、またそれだけ今社会の重要な課題だと私は思うのであります。

過去にもありました。大雪が降ったときなんか6人も同じようなことで登壇しております。この前は、戸倉上山田にあった国立病院が、今は寿光会になっておりますが、そのときも8人も同じようなことで、ここでご答弁を願っております。そういうふうに考えれば、今回も大森氏と重なりましたが、いかにこの問題は大事かと、こういうふうに思うものであります。壁の上塗り、屋上屋でも構いません。その辺はダブっても構いませんから、ご答弁をよろしく願いをしておきます。

イ. 9市町村共同宣言は

1年前の3月議会で、全く同じこのときでした。坂城町もゼロカーボン宣言を行うよう、私をご提案を申し上げました。そうしましたら、町長答弁の中で、町長が私が言い出しっぺで9市町村共同宣言をするんだよと、そういうお言葉のご答弁をいただいております。そういうことであります。そしてまた、町長の開会挨拶でも触れておりましたが、2月14日、オンライン会議で共同宣言を出されましたが、だいぶマスコミ、新聞等にも載っておったんですが、この議場の中において詳細なご説明をお願いしたいと思います。

ロ. 温室効果ガス排出量は

温室効果ガスの削減は前々から言われていたが、町の温室効果ガスの今までの推移と削減目標をお尋ねいたします。これはちょっと難しいんですよ、この今の数値化というのは。本来は数値化していかなきゃいけない部分があるんですが、これは把握している範疇のところでご答弁いただければ結構でございます。

ハ. 2050年ゼロカーボンに

当時、菅前総理は2020年10月にカーボンニュートラル宣言をし、翌年4月には2030年温室効果ガス排出量46%削減を宣言しております。私は頭が悪いですから、あと何年後だと指を折ってみました。どうですか、皆さん。2030年なんてこと言っていますが、あと8年後ですよ。大丈夫かな、これ。8年でそんなに削減できるのかなという、これは心配があります。

そして、国もCO<sub>2</sub>削減の機械装置であるとか、研究開発をする会社に対して、10年にわたり2兆円の予算を組んでいます。町の企業にも手を挙げてもらいたいものであります。先ほどの答弁の中では、町もだいぶ研究しているというお言葉はいただいております。とにかく、町としての今後のゼロカーボンに向けての計画、また施策をお尋ねいたします。以上であります。

**企画政策課長（大井君）** ゼロカーボンについてのご質問に、順次お答えをいたします。

近年、猛暑や熱中症による搬送・死亡例の増加のほか、数十年に一度と言われる台風・豪雨が毎年のように発生しており、こうした地球温暖化に伴う異常気象の頻発に対し、衆参両議院や長野県などが気候非常事態宣言を発出しております。

このような状況において、長野地域連携中枢都市圏においても、2050年ゼロカーボン宣言を構成市町村共同で発出いたしました。

初めに、その詳細についてのご質問ですが、町ではこれまでも再生可能エネルギーの導入やごみの排出抑制、緑化の推進などの取組も含め、温室効果ガスの削減による地球温暖化対策を進めており、町の第6次長期総合計画を策定する際に、脱炭素社会の実現を目指すことなどを盛り込む検討も進めておりました。

また、町が行う脱炭素化の取組をより効果的なものとするため、長野圏域全体で2050年のゼロカーボンを目指す包括的な宣言を行うことを、構成市町村長に対し、令和3年2月の会議において山村町長が提案をいたしました。

その後、約1年間の調整を経て、残念ながら新型コロナウイルスの影響によりオンラインによる調印式となりましたが、先月14日に長野地域連携中枢都市圏として、2050年ゼロカーボン宣言の共同発出が実現したところでございます。

宣言では、気候変動の状況や世界、国、県の動向などについて現状と課題を述べ、各自治体の特性を生かした温暖化対策を講じるとともに、脱炭素事業を共同で創出し、地球温暖化の影響から住民を守り、将来にわたり持続可能な地球環境を次の世代に残すため、住民、事業者、自治体が一丸となって、脱炭素に向けた意識を共有していくことを目指すこととしております。また、宣言文は町ホームページでもご覧いただけるほか、役場庁舎にも掲示しておりますので、町民の皆様にもご覧いただきたいと思っております。

次に、温室効果ガス排出量のご質問ですが、町内の温室効果ガスの排出量の推移につきましては、各家庭や企業などにおける排出量を計測することはできない状況でございます。しかし、各種統計調査の結果などを用いて、全国・都道府県の排出量を人口、世帯数、製造品出荷額、従業者数などの活動量から簡易的に案分する手法により算定された自治体排出量カルテが、環境省により公表されております。

それによりますと、町内におけるCO<sub>2</sub>の排出量は、平成25年には16万7千トン、直近のデータである平成30年には16万6千トンであったと推計されており、このうち50%以上が製造業の活動によるものと推計されております。

CO<sub>2</sub>の排出量の内訳を見ますと、この5年間において、町内の人口や各種産業の事業所数は減少傾向で、排出量全体の推計値は1千トン減少したものの、製造業の製造品出荷額が伸びたことで、製造業部門のCO<sub>2</sub>排出量は9千トン増加した推計となっております。

しかしながら、町内事業所の皆様は、製造品出荷額を伸ばすことと同時に、再生可能エネルギー

ギーの導入や省エネルギー化などにも取り組まれており、実際の排出量は推計値より抑えられているものと考えられ、自治体排出量カルテにおいて推計された排出量を、そのまま町の排出量とすることは現実的なものではないと考えております。

また、町の実施している太陽光発電設備などへの補助事業では、件数や内容を把握しており、CO<sub>2</sub>の削減量について試算することは可能ですが、町全体の排出量は算定できませんので、具体的な数値として削減目標を定めることは非常に困難な状況でございます。

そのため、町では、長野地域連携中枢都市圏のゼロカーボン宣言のとおり、2050年CO<sub>2</sub>排出量実質ゼロ及び国の表明している2030年度までの温室効果ガスを2013年から46%削減することを目指して、取組が可能な事業から実施してまいりたいと考えております。

次に、ハ．2050年ゼロカーボンにの町としての計画と施策のご質問ですが、国は昨年4月、2030年度において、温室効果ガスを2013年度比で46%削減を目指すことを表明し、昨年10月には目標達成に向けた国の道筋を描いた地球温暖化対策計画が閣議決定されました。

この計画において、再生可能エネルギーの導入を拡大し、省エネを推進すること、イノベーションを支援すること、地域での脱炭素の取組や途上国での排出削減を支援することなどが挙げられておりますが、各市町村が取り組むべきことなどは示されておられません。

町では、以前から再生可能エネルギーを活用する住宅用の太陽光発電設備、蓄電池設備やHEMS（ヘムス）といった設備の導入に対する支援を行い、役場庁舎にはバイオマスボイラー、太陽光発電、蓄電設備を整備し、庁用車に電気自動車を導入するなどの取組を実施してまいりました。

今年度は、坂城小学校に太陽光発電設備と蓄電設備を新たに整備し、地域の避難所となる町内小学校の体育館に太陽光発電設備や蓄電設備の導入を進め、平時のCO<sub>2</sub>削減による地球温暖化対策と、停電時の持続的な電力供給を併せて実現できるよう整備を進めております。

そのほか、国・県・各種団体などが実施するクリーンエネルギー化、省エネルギー化を推進する支援等の情報を収集し、町ホームページに掲載するなど、家庭、企業を問わずにCO<sub>2</sub>削減に積極的に取り組めるよう情報の提供を行っております。

また、ごみの減量化と二酸化炭素排出低減の関連性について啓発する環境教育や、資源物の回収機会の充実などの取組も含め、可燃ごみの削減、人や社会・環境に配慮したエンカル消費、利便性の高い地域公共交通の整備などによる温室効果ガスの排出抑制に取り組んでおります。

さらには、松くい虫防除対策による松林の保全や、町内の緑化推進のための苗木の配布、植育樹祭による森林保全の普及活動など、豊かな自然を守り、緑を増やすことによるCO<sub>2</sub>吸収量の拡大など、多岐にわたる取組により、複合的にゼロカーボンに向けた取組を行っております。

このように、現在実施している事業を継続して推進するとともに、連携中枢都市圏でのスケールメリットを生かした取組や、個人や家庭のほか、自治体や民間企業、NPOなどあらゆる組織が官民の枠を超えて連携し、様々な分野から2050年CO<sub>2</sub>排出実質ゼロを目指してまいりたいと考えております。

**14番（中嶋君）** ただいま課長よりるるご答弁をいただきました。いよいよ先ほどの話じゃないですが、流れからいけば、国が一番の音頭取りであると。もちろん、そこへ県もやれよと。山村町長がいいアイデアを出しましてですね。この地域9市町村、みんなでやっていこうよと。これもなかなか立派な、やっぱりさすが町長はアイデアマンですね。これはすばらしいと思います。おらうちっきりやって、隣のうちはやっていなきや駄目ですからね、そんなのは。

そこでまた、ちょっともう一つ町長にお願いできれば。またもしかしたら町は町の独自の部分があるのかもしれないから。今言ったように、国・県・9市町村、町と、我が坂城町と。こんなところでまたいろいろ知恵を絞っていけばいいのかな。特に坂城町は工業の町であります。

さっきもいろいろ私も数値化しろと。本当は数値化したほうがいいんですよ、本来は。坂城町からこれぐらいのCO<sub>2</sub>削減しているんだと。それじゃあ、そこから今の森林整備したから何%引く。太陽光いくつもやったから、さあここから引く。それからあれですよ、今のうちの父ちゃん母ちゃんたちが、娘が電気つけてどンドン行っちゃう。父ちゃんが娘の後について電気消して歩くなんてね。そんなようなこともありまして、言うなればうちの中での省エネ、そんなようなことも考えていかなきゃいけないんじゃないかと。

そうすると、本来でしたらそれが数値化になれば、坂城町の家庭からはこんなに減ったよと。会社も努力してこんなに減ったよと。それが行く行く2050年になって、ゼロになっちゃったよと、こんなふうになれば最高の話だと私は思うんですが、数値化されないから、さっきも課長が答弁したけれども、もう何でもやっていこうと。これも本当いいことだと思うんですよ。一つきを一生懸命やっても駄目だね、やっぱり。何でもやっていこうと。だけれど、何でもやっていくということはいいいことだけれども、これがひっくりかえのようなことで、何でもやらないということになっちゃうから。そのところがそういうふうにならないように、やっぱり何でもやっていくという。だから、何度も言っていけないが、そこが数値化だと本当はわかりやすいですよ、引き算になって。

そんなところは、それ以上私は言いませんが、それでも、今の課長のご答弁では、町もうんと努力してやっているぞと。よくその部分のところは見ています。またひとつ頑張っ、その辺のところをやっていただければありがたいと思います。

この間ちょっとある雑誌を見ていましたら、こんなあれがありました。さて、京都大学の教授であり、エネルギー戦略研究所の所長である山家公雄先生が言っております。この方は、エネルギー戦略研究所なんていうようなところの所長であるから、こんな話です。

地球温暖化対策推進法は一昨年の6月に改正され、政府は2050年までにカーボンニュートラル達成の義務を負うとともに、自治体の役割も明記されたと。都道府県は具体的な対策を策定する義務、市町村は努力義務が課せられたと。市町村は、地域脱炭素化促進区域を策定することが推奨され、認定された自治体は、再エネ開発に関する規制に関してワンストップサービスの提供が可能となると。自治体はこの促進区域制度を積極的に活用し、地域の意向を再エネ事業に反映させていくことが重要になり、大事だろうと。エネルギー戦略の山家先生は、こんなことを言っています。

もちろん、さっきの課長の答弁の中に同じようなことも入っていましたが、こういうふうを意識づけ、こういうふうには私はやっていくんだよと、そういうのをやっぱりさっきの話のように官民一緒になってやるというのが当然。もちろん、我が町の町民の皆さんにもその辺のところは徹底して、町がやっぱりこういうふうにするんだよと旗を振っていただければありがたいかなと。

なかなか今のあれですよ、2030年ですから8年後に地球……。今の温暖化の……。なかなか名前がいっぱい出てくるから、わけわからんね。ゼロカーボンだとか、ニュートラルだとか、CO<sub>2</sub>削減だとか、低炭素何とかなんていうかわからないんですが、とにかく、その8年後、それから2050年の目的が定められております。その定められたものは、坂城町は絶対にやり切ろうと、こういう気持ちで取り組んでいただければありがたいなというふうに思うものであります。

今言ったように、地域脱炭素化促進区域、地区をどうするんだなんてことは、私は聞きません、そんなことは。これは皆さんでよく研究して、坂城町もそういうふうに取り組んでいったほうがいいというようなお考えでしたら、ぜひひとつ今の促進区域制度がありますので、手を挙げてもらったら、また一つのCO<sub>2</sub>削減のアイテムになるのではないかと私は思うのであります。時間もありますので、この辺にしておきます。

次の質問に移ります。

## 2. 五里ヶ峰トンネル横坑について

イ. 今までの利用状況は

トンネル横坑は、払下げを受けてから十数年経過をしておるが、今まで町はどのように横坑を利用してきたのかを伺います。この横坑の歴史ですね、どうしてきたのか。

ロ. 最近の動向は

ホワイトアスパラは、中沢町政の頃「銀河の貴婦人」という名前をつけたり、試作品ではありましたが、私も呼ばれています。アスパラ焼酎まで造った経過もあります。この当時は、一世を風靡をした時代でありました。しかしながら、採算が合わないということでやめてしまった経過もありますが、最近数名の昔とは違うグループが、ホワイトアスパラを始めたようであ

ります。町のお考えをお尋ねをしたいと思います。

#### ハ．ぶどう酒の貯蔵庫に

中沢町政の頃、蚕棚のようなものを造って、ワインをうんとたくさん入れる貯蔵庫を私はご提案申し上げています。町も、山村町長の発案でさかきワインもできたし、また中沢町政の頃とはまたちょっと違った視点、また場合によってはその原点に戻って、坂城横坑ブドウ酒貯蔵庫を造ることを私はこの場で再度提言をするものであります。

そこで、私は2回も視察に行っているいろいろ研究してきたところの話をちょっとしてみます。山梨県の甲州市の勝沼であります。横坑を利用したブドウ貯蔵庫である勝沼トンネルワインカーヴの事業内容を報告しておきたいと思います。全長は1千200メートルもあるようですが、使われているのは約300メートルのトンネル内に、ワイン貯蔵庫のうち入口近くの100メートルは個人のワイン収集家が利用できるスペースで、1区画になっていますが、中身を言いますと、これはコンテナであります。コンテナが2段になっている、これが1区画です。この1区画へ、どのぐらいワインのボトル入るんだと言われますと、約720ミリリットルのボトルなら300本まで収納できるそうです。今のコンテナを入れる場所ですが、全部で何区画あるんですかと聞きましたら、約260区画あるということです。1区画幾らでそれを一般の人たちに貸し出しているんですかとお尋ねしましたら、1年で5万円ということであります。

当時、もう何年前でしたが、1区画私もお願いしました。1年5万円で300本までボトルを入れるんだったら面白いなど。10年も入れておけば、3千円のやつが3万ぐらいになるなんて、またこれは議長にその辺はまていに聞かなければわからない話ですが、そんなようなことで1区画お願いしましたら、何と担当者が、残念ながら全部埋まっておりまして。順番待ちですと。じゃあ、2番か3番目ぐらいですかと言ったら、どうですか、皆さん。何年待つかわからないと言われました。あらまあと。これは駄目だわいと。5年待つだか10年待つだか、何だかそんなこと言われたもんで。

そのときに担当の人がいろんな説明をしていただきましたので、実は我が町にも横坑があるので、今日はいろいろ研究しに来たんだと。そう言いましたら、ぜひやったらどうでしょうかと。何でと言ったら、うちは今、中嶋さんが言うように、何年たつかわからないと。どういうこんだいと言ったら、お客がうんといるだわいと。そのお客さんをじゃあどうするんですかと。全部紹介してやるわと言われました。うちも困ると。いっぱい来られて、ただ待つばかりいて。それでまた、皆さん1年契約であります、継続契約でありますから、10年借りちゃう人もいれば、20年借りちゃう人もいるという中で、とにかく大変なことになっていると。ぜひやってくださいなんていうような、そんなアドバイスも受けました。

1区画5万円で260区画ですから、これ俺もあまり算数は得意じゃないですが、

1, 300万円になるんですかね。ちょっと皆さん電卓たたいてみてください。

そしてですね、町の横坑はもっと広いです。我が坂城町の横坑は。これ私の今の算数ができない者の概算だから、いいかげんかもしれないませんが、少なく見積もっても、今の勝沼トンネルよりも坂城町は30倍から50倍ぐらいワインが入るんじゃないかと。そうすると、私は商人でありますから、これまたすぐ捕らぬタヌキの皮算用のようなことしたり、みんなにもいろいろ言ってもずっと永続的にやっていたんですが、ふるさと納税なんかも、最初はエビでタイを釣るなんて何だなんて言われたんですが、やってみたらこんなになっちゃったじゃないか。どうするんだ。

そのように考えれば、私もふるさと納税ではありませんが、それと同じような理論で、ぜひあれは宝物です、坂城町の。トンネル横坑は。これはやっぱりおーい原木会さんも本気でやっていたいている。

それから、今言ったように、全然もうからないなんて言ってやめちゃったけれども、今度はいいかなんていうような考え方があって、若い者たちが何人か集まってホワイトアスパラ始めるなんていうようなこと言って、頑張っていたいでいます。あれだけの大きな長いトンネルですから、ワイン貯蔵庫にしても、それから今のおーい原木会の皆さんにしても、若者たちにしても迷惑はかからないと思います。100メートルぐらい奥のほうへおいだれやれやと、じゃあ俺らは入口のほうへ一つ300メートル、400メートルもらおうやと。こんなふうにやれば、幾らでもその辺のところは解決できると思っています。

そんなふうにするものであります。それでありますので、私としては、必ずやこの事業を行うべきだと、こういうふうにご提案を申し上げますが、その辺のところをできれば町長にご答弁をお願いしたい。以上であります。

**町長（山村君）** ただいま中嶋 登議員さんから、2番目の質問としまして、五里ヶ峰横坑作業用トンネルについてご質問いただきました。私からは全般的なことをお答え申し上げまして、その他詳細につきましては、担当課長から答弁申し上げます。

今もお話がありましたけれども、この五里ヶ峰横坑、新幹線を造るための横坑の作業用トンネル、これは長野新幹線の本坑掘削時に、資材搬入ですとか掘削した土砂等を搬出するために掘削された作業用トンネルであります。平成8年に旧鉄道建設公団から無償譲渡を受け、様々な関係機関、団体の方々に参画いただく中で、産業振興や地域活性化に資する活用方法を模索しながら検討を行ってまいりました。

町では、信州大学や長野県農協地域開発機構、県の野菜花き試験場、工業総合試験場などの協力を得ながら、五里ヶ峰横坑開発研究会を平成13年度に組織し、上信越自動車道やパーキングエリアなどとの一体的な利用や集客方法を含め、主に観光や農業分野での利用を模索してきたところであります。

研究会では、トンネル内の環境を生かしたヒカリゴケの実証試験や、トンネル内で蛍を飛ばす構想、太陽光を光ファイバーで伝送し、トンネル内の光源や植物の光合成に活用するプランなど、多様なアイデアが検討されてきました。

その中で、町では、先ほどもお話がありましたけれども、長野県がアスパラガスの産地であることに着目し、県の試験研究機関の協力を得ながら、ホワイトアスパラガスの実証試験に取り組みました。その実証試験において栽培方法が確立できたことから、平成15年度に生産組織が立ち上げられ、冬の期間の副次的な農業生産活動として生産販売に取り組んできたところでもあります。

しかしながら、その生産を担っていた組織が時間の経過とともに労力確保が厳しくなったことなどから、数年前より生産が休止状態となっておりますが、現在は町内の青年農業者による有志により、ホワイトアスパラガスの生産が引き継がれております。

また、平成18年には原木キノコ栽培のほだ木の培養施設として活用が検討され、試験を重ねた栽培を実施する中で、現在はマイタケをはじめヤマブシタケ、シイタケなど、原木キノコのほだ木生産を中心に生産販売に取り組んでおります。

また、近年では町内の水田転作により作付されたサツマイモを保管する保存庫としても利用いただくなど、トンネルを利用する各種生産組織等の調整を図りながら、地域資源である横坑作業用トンネルの有効活用に努めているところであります。

町としましては、今後もこれら活動を支援することで、ホワイトアスパラガスや原木キノコ等の生産振興のほか、特産化や農地の有効利用などに幅広くつなげてまいりたいと考えております。

次に、トンネルを活用したワイン貯蔵についてであります。トンネルを活用したワイン貯蔵の先進事例として、先ほどお話がありました山梨県甲州市勝沼にトンネルワインカーヴがあり、私も含めまして、以前に視察させていただいた経過がございます。

J R東日本のれんが積みで建造された旧深沢トンネルを、当時の勝沼町がJ Rから無償譲渡を受けたものを整備し、平成17年に開設した全長1,104メートルものワインカーヴで、冬は14から15度、夏は17から18度を保ち、湿度は設備により調整しているものの、45から65%と、ワインの熟成に適した安定した環境を提供できる施設であるとお聞きしました。

一般的に、ワインの保管に必要な条件としましては、温度、湿度、暗所、暗いところですね。それから無臭、無振動とされており、この条件を満たす環境がワインにとって快適であると言われております。

坂城町の横坑作業用トンネルにおきましては、暗所であり、気温が年間を通じて16度前後と安定しているものの、湿度が70から90%と高いために、ワインラベルなどへのカビの発

生が懸念されていることから、ワインカーヴとしての活用には至っていない状況であります。

五里ヶ峰横坑作業用トンネルのワインカーヴとしての利用を図っていく上では、湿度をはじめとする環境条件や、それを踏まえた施設整備などが必要であると思われまます。

この横坑作業用トンネルは、様々な可能性を秘めた有望な町の資産であると思っております。これまでの利用形態に加え、さらなるトンネルの有効活用を模索する中で、2050ゼロカーボンといった視点も踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

また、私は前から思っているんですが、トンネルの名称につきまして、いつまでも五里ヶ峰横坑作業用トンネルというものでは、ちょっとかわいそうだという気がありますので、これも多様な利活用がされていることを踏まえまして、今後の利活用を見越す中で、利用者の皆さんの意見も参考にしながら、すばらしいチャーミングなネーミングも検討してまいりたいと考えております。

**商工農林課長（竹内君）** 私からは、五里ヶ峰横坑作業用トンネルの利用における近況などについてお答えをいたします。

まず、横坑作業用トンネルの概要を申し上げますと、坑口からの延長は730メートルで、1%の上り勾配となっており、気温が年間を通じて16度前後、湿度は70から90%と高く、新幹線本坑からは毎分1.2トンもの湧出水が流れており、こうした貴重な環境条件を生かした特色のある利活用が求められてきたところでございます。

その中で、ホワイトアスパラガスについては、県の試験研究機関の協力を得ながら栽培方法も確立され、「銀河の貴婦人」という商標登録を受けて生産販売に取り組み、販売先は契約したレストランなど一部に限定されていたものの、外皮が軟らかく甘さがあり、生で食べてもおいしいなど、高い評価をいただいているところであります。

横坑作業用トンネルにおけるホワイトアスパラガスの生産については、通常のアスパラガスと同様に2年から3年の間、畑で栽培に利用されたアスパラガスの根株を掘り上げて、トンネル内に搬入し、トンネル内の遮光環境において生育させ収穫するという特殊な方法で栽培をしており、労力と手間はかかるものの、品質が高く、クリスマスに合わせた12月の中旬頃から出荷が可能であるなどの優位性を持ったものでございます。

これまでの生産を担っていた組織では、鋭意生産振興に努めておりましたけれども、労力確保等の面で活動を休止していたところですが、昨年、町内の青年農業者有志がその生産を担うために集結し、新たな生産組織が設立されたところでございます。

この組織では、ホワイトアスパラガスの生産はもとより、そのための消費宣伝活動、食育活動、休耕地等を利用した栽培規模の拡大などを主体的に行っており、昨年は28アール余りの休耕農地を再生しアスパラガスを定植したほか、東京都港区で定期的開催されている青山ファーマーズマーケットにおける対面販売やレストラン等への営業活動、ふるさと納税返礼品

としての出荷などを展開しており、来年度に向けて栽培面積の拡大も計画しております。そのため、町としましては、新たな生産組織の活動の推進を支援するとともに、農産品としてもさらに認知されるよう目指してまいりたいと考えております。

現在の五里ヶ峰横坑作業用トンネルにおきましては、複数の組織や事業所がそれぞれ環境を生かした事業を実施していることから、今後新たな利用方法を検討する上では、生産者の組織間でそれぞれの生産活動に支障のないように調整を図る必要があるものと考えております。

その中で、ご提案のありましたワインの貯蔵庫としての利用につきましては、トンネルの利活用方法を検討してきた横坑開発研究会の構想の中でも提言されていた経過があり、現状では町内ワイナリーが創業していることから、今後そうした利活用も十分検討する余地があるものと思われまます。

ご質問の中にありました山梨県甲州市勝沼町のトンネルワインカーヴは、約100万本ものワインを貯蔵できる規模の施設とお聞きしております。ワインを貯蔵するための環境が整えられており、地元ワイナリーのほか、個人やレストランなどの商業者向けに貸し出すラックも整備されているとのことで、貸出しラックについては、現在キャンセル待ちで大変盛況であるとお聞きしております。

横坑作業用トンネルの活用が始まった頃に比べ、現在は利活用研究や実証試験などにより利用組織や利用形態も変わってきておりますが、様々な活用が考えられる大変有望な資産でありますので、甲州市の取組なども参考にしながら、今後も検討を重ねてまいりたいと考えております。

**14番（中嶋君）** ただいま町長、課長よりご答弁をいただきました。町長、懐かしい話も今聞きましたよ。ヒカリゴケなんてね、やるじゃないかというわけで、ヒカリゴケはね、本気になったんだ、これ。何こんなものを作るんだい。これ売ればもうかるだかいと云えば、そうじゃなくて、あそこへたくさんヒカリゴケ作れば、坂城の観光地になるじゃないかと。みんなヒカリゴケを見に来る。それこそ100メートルもヒカリゴケいっぱいになれば、すごいなんていうような考え方をした。そういう努力はしたんですね、当時。

あと、たしか岡崎酒造の社長は信大の教授か何かをやった人ですが、その人も、私も何回か話したんですが、うちの酒も入れてくれないかなんて、あそこへ酒入れた記憶もあります。そしたら、さっき言ったように、湿度が高くて70から90%近く湿度あったりするから、岡崎酒造のラベルがべろべろになっていたなんていうのは、私は記憶があります。

そんな今のお話も承れば、何か温度は16度で安定しているからとても具合いいとか、町長も今いくつかワインの貯蔵にいい条件を言われたんですが、すばらしいね、やっぱり。いい条件ばかりじゃないですか。

ただ、これは湿度が高いからと今言ったように、ラベルがべろべろになるのは間違いのないで

す。そのところはまた。議長なんかはうんとワインが得意な人だから、この辺のところの解決策でも聞いて、こんな方法ならあそこへ置いておいてもいいじゃないかなんていうのは、また後でゆっくり尋ねたいと思います。

単純なことを言えば、ラベルを貼らないやつをそのまま300本置いておいて、それで自分が10年たったから飲んでみたいよなんていうときに、ラベルをまたほかのところへ保管しておいて、そのラベルを持ってきて貼り付けて、それでうちへ持っていけばいいんじゃないかなんて、私はばかだから、すぐそんな単純なことを考えちゃうんですよね。そうすれば、別にそんなものべちゃべちゃにならない。水の中にぶっ込んで。

町長、あれも最近あるせいじゃないかな。ワインを海の中に入れておくなんていうのもあります。温度一定にしておくのに。そんなふうを考えれば、海の中に入れておくには、ラベルなんていうものは、すぐにべろべろになっちゃいますよね、剥げて。だから、そこら辺のところをもう研究すれば、何かうまくいくんじゃないかと私思うんですよね。

やっぱり一つの事業を始めるなんて、私もいくつか事業をやっていますが、山あり谷ありで、今の商人がもうけるなんてことになれば、もう大変ですよ。一気にもうかっちゃったなんてなったことはありません。何度でも損したり、失敗したり、その積み重ねでやっぱりあれですよ、ああやってよかったなど。

またふるさと納税の話を持ち出して申し訳ないけれども、二、三千万のやつがもう2億を超えたなんてことになってくるんです、あれだって。だから、今のワインのやつだって、少しずつやってみれば、最初は大したことなかったけれども、これ10年たったり、ゼロカーボンの今の2050年なんてなったときには、よかった、あのときやっておいてと。中嶋 登なんて議員は死んじまったけれども、あのとき騒いでいたおかげで、坂城町に毎年毎年5億入ってくるわ、あのトンネルの中だと。これは夢じゃないですよ、私に言わせれば。やっぱり一つ一つクリアをしていって、夢に近づいて本物になると、こういうあんばいでございますね。

それで、今話も出たように、おーい原木会の人たちも、もう何十年もやってもらっています。それから、あと今言ったように、また若者たちがまた始めるぞと。これもまたいいと思います。ただ、でも今、課長の答弁の中に730メートルあるんですよね。これだけあれば、まだいっぱいできますよ。まだほかにもいいアイデアがあれば、そこでもってこんなこともできるんじゃないかなんてことがあれば、余計また面白い話になってくるんじゃないかと。

それから、さっきのご答弁も聞けば、課長はえらいいいご答弁をしていただきまして、敬意を表しますよ。いろいろなものを作っていくんだけど、これからまた勝沼のほう行ってきたりして、これから大いに研究していこうと私は受け取れました。横坑を一生懸命研究していくぞと。だから、私が今ここで述べたように、課長またひとつうんと研究していただいたり、場合によっては研究会みたいなものを立ち上げて、場合によっては、議長や私が入ってもいい

ですから、そこへ。そんなようなものを立ち上げて、研究会なんていうものも一つ視野に入れて、考えていただければありがたいかなと。

そんなことで、ぜひひとつ。これ私は、何回も言って、町長に申し訳ないけれども、私は、町長、あそこは宝だと思っていますから、坂城町の。もう少し宝物でありましたら、あれはダイヤモンドの原石ですよ。町長や我々議員があれを磨かなきゃ駄目だ。磨けばでかい銭になりますよ。それ以上私は述べませんが、ひとつまた本物の宝物の横坑にしていこうではありませんか。

第2質問は、いいです。この程度にしておきます。

さて、前段でもお話をいたしました、プーチンがとんでもないことを始めてしまいました。地球温暖化どころか地球を壊し、多くの人の命まで奪っております。縄文時代が1万年も続いたということを聞いております。今私たちが生きているこの時代、どうですか、皆さん。あと何年続くんでしょうか。この我々がすばらしい文明をもって今生きていますよ。縄文時代なんて、それこそ何か陶芸でいえば立派なもの作ったような時代ではありましたが、ベトでね。あの時代が何と皆さん1万年続いているんだそうですね。驚いちゃったよ。それこそ二、三千年だと思ったらとんでもない、1万年。この近代国家になってからどうなんでしょうかね、これ。1万年いくかね、これ。

プーチンなんて変なやろうがでたらめなことやりやがって、とんでもない話だ。そうは言いますが、ここで私がほえてもプーチンの耳には届きませんし、場合によっては私は殺されるかもわからないから、これ以上言いませんが、そうは言いますが、現実論を言えば、世界中の英知を集い、何としてもプーチンの暴挙を止めなければ、私は明日はないと、こう思うものであります。終わりであります。

最後に一句添えます。保育園 園児笑うは プーにチン。保育園 園児笑うは プーにチン。これにて私の一般質問を終わりといたします。ありがとうございました。

**議長（小宮山君）** ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時47分～再開 午後 1時30分）

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

11番 吉川まゆみさんの質問を許します。

**11番（吉川さん）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。

1. ひきこもりの現状と支援について

イ. ひきこもり（おとな）や8050問題の現状と支援状況は

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長引く中、子どもや若者、女性の自殺者が増加をし、DVやうつ、ひきこもり、孤独死など社会的孤立の問題が深刻化しております。先日、町内の

方からのご相談で、近所の80代の方がおぼつかない足取りで訪ねてこられ、これで睡眠薬を買ってきてほしいと言って一万円札を渡されたそうです。どうしたのか伺うと、生きていてもしようがないとぼつりと言ったそうです。そのお宅は、奥さん亡き後、20年以上家に引き籠もっている50代の子どもさんがいます。どうにもならない現実と苦闘されていたのです。今回の出来事は、このようにご近所にSOSを発信できたことで惨事に至らなかったわけですが、同様の苦しみの渦中にある方はまだまだいると思いました。

現在、このようにひきこもりの長期化、高齢化が大きな社会問題となっています。内情は家族の恥と考え隠し、社会の支援を拒むため発見が遅れてしまいます。80代の高齢者の支援に入ったケアマネジャーが、長期間引き籠もっている50代の子を発見するケースもあります。これが8050問題です。当人たちはとても苦悩し、孤立し、誰にも救いを求められず、生活の糧と生きる目的を失い、自死するケースも少なくないと言われています。そんな意味でも、周りももっとひきこもりを理解し、社会全体で支え、支援に取り組む必要があると考えます。

内閣府の平成30年度調査でまとめた推計では、40歳以上64歳までのひきこもりは61万3千人で、40歳未満を上回ったとのこと。長野県内では、わかっているだけでもひきこもり全体の6割超の1,400人余りに上るとされています。

そこで、当町の実際の状況はどうでしょうか。一生懸命関係部署の皆さんが連携をして、自立に向けて働きかけていただいていると伺っております。その現状と、また支援の状況についてお尋ねします。

1点目として、当町のひきこもりの実態の把握と、また8050問題の家庭の状況について、平成30年度からの状況を、わかる範囲で結構ですでお示してください。

2点目として、ひきこもりの相談状況と支援の状況についてお尋ねします。

3点目として、8050問題ですが、家庭からSOSが届いたとき、その対応はどのように進められているのでしょうか。

以上、3点についてお尋ねします。

ロ. 更なる支援の充実に向けて

国は、平成21年度からひきこもりに特化した専門的な相談窓口として、各都道府県、指定都市にひきこもり地域支援センターの整備を進めてきました。そして、平成30年4月までに全ての都道府県、指定都市に67の拠点が設置をされました。さらに、30年度からは身近な市町村からひきこもり支援を充実させるため、様々な形で事業を創設し、支援の向上につなげてまいりました。

しかし、市区町村によっては依然として取組が低調なところがあることから、令和2年10月27日付で、ひきこもり支援体制の構築に向けた具体的な取組が示されました。それは、1点目として相談窓口の明確化と周知、2点目として対象者の実態やニーズの把握、3点目と

して市町村プラットフォームの設置・運営、この3点を令和3年度中に推進するようという  
ことでした。そこで、当町での取組状況についてお尋ねいたします。

これで1回目の質問を終わります。

**福祉健康課長（伊達君）** ひきこもりの現状と支援について、まず、イ. ひきこもり（おとな）  
や8050問題の現状と支援状況はについてから、順次お答えをいたします。

ひきこもりは、様々な理由で社会活動への参加や他者との交流がなく、半年以上自宅に引き  
籠もっている状態をいうとされております。

町のひきこもりの実態把握につきましては、平成30年度に県と共同で民生委員を対象とし  
た、ひきこもり等に関する調査を実施した経過がございます。調査は、おおむね15歳から  
65歳未満で、仕事・学校・家庭以外の人との交流など、社会的参加ができない状態がおおむ  
ね6か月以上続いていて自宅に引き籠もっている状態の方、社会的参加ができない状態である  
が、時々買物や趣味などで外出することがある方をひきこもり状態の方と定義をいたしまして、  
担当地区内にひきこもり状態の方を把握している場合は、その方や世帯の状況、ひきこもりの  
状態にある期間、至った経過、今後の支援の必要性や長期化による生活困窮の可能性等を調査  
したものでございます。

また、2か月ごとに開催しております、まいさぼの地域定例会や支援会議等を通じて、まい  
さぼ信州長野や町社会福祉協議会への相談状況、あるいは支援内容を共有するとともに、保健  
師への相談ケースなどにより実態を把握しているところでもございます。

続いて、8050問題の状況はについてお答えいたします。8050問題は、子のひきこも  
りが長期化することで親子が年齢を重ね、主に50代のひきこもりの子を80代の親が養って  
いる状態のことで、親の高齢化に伴い病気や介護といった問題が発生し、生活の困窮や社会的  
孤立に至るといった状況を、80代の親と50代の子を意味する8050問題として捉えてお  
ります。

8050問題の状況としましては、まいさぼ信州長野や町社会福祉協議会など関係機関への  
相談を含め、平成30年度はゼロでありましたが、令和元年度1件、2年度2件、3年度2件  
の相談があり、まいさぼ信州長野の伴走コーディネーターが生活の立て直しと社会参加に向け  
た就労支援や受診への同行、障害者手帳の交付申請等を支援しているところでございます。

次に、平成30年度以降の相談状況と支援の状況はについてお答えいたします。先ほどお答  
えしました8050問題の状況を除いたひきこもりの相談件数は、平成30年度が1件、令和  
元年度はゼロ、2年度1件、3年度2件で、支援内容は就労支援を行ったり、障害者手帳の申  
請手続を進め、千曲・坂城障がい者（児）基幹相談支援センター等を通じて社会参加や福祉  
サービスの利用につなげるよう調整を図っているケースがございます。

次に、8050世帯からSOSが届いた際の、その後の対応の進め方についてお答えいたし

ます。町福祉健康課や地域包括支援センター、まいさぼ信州長野、町社会福祉協議会などへ相談があった場合、まず、ひきこもり状態にある本人やその家族の状況把握を行います。把握した状況は、本人やその家族への支援の方向性を調整するため、関係機関による支援会議や関係者会議で共有し、まいさぼ信州長野の伴走コーディネーター等と連携し、それぞれの状況に応じた社会参加に向けた支援につなげております。

具体的には、個々の状況に応じて、例えば就労に向けてのプログラムづくりや家計の立て直し、利用いただける福祉サービスの調整、場合によっては生活保護の受給等々、関係機関が連携して最善の対応が図れるよう努めており、支援が始まってからも、定期的に本人、ご家族の状況を確認し、支援方策について整理をしながら対応しているところでございます。

続いて、ロ. 更なる支援の充実に向けてについてお答えします。ひきこもり状態にある方など、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方への対応につきましては、令和元年6月21日に閣議決定された、経済財政運営と改革の基本方針2019、いわゆる骨太の方針2019の中の就職氷河期世代支援プログラムにおいて、支援対象者の実態やニーズを明らかにし、必要な人に支援が届く体制を構築することを目指すことを受け、市区町村におけるひきこもり支援体制の構築を図るため、同年8月以降、ひきこもりに関する相談窓口の明確化と周知、支援対象者の実態把握やニーズの把握、市町村プラットフォームの設置・運営への取組について、順次依頼があったところでありすけれども、令和2年10月27日付で厚生労働省から発出された、ひきこもり支援施策の推進についてにおいて、全ての市町村に対し、原則、令和3年度末までに取り組むよう要請されたものでございます。

取組状況について、順次お答えをいたします。一つ目の、ひきこもり相談窓口の明確化・周知につきましては、市町村において、ひきこもり支援の主となる担当部局を設定することとされており、当町におきましては、総合的な窓口は福祉健康課としております。

一方、ひきこもりは生活困窮や高齢、障がいなど様々な相談事案から把握できる場合が多いため、相談者の年齢や性別、障がいの有無等を問わず、それぞれ関係する部署や機関で相談を受け付けられる体制を取っておりますので、そうした内容を整理し、ホームページ等で周知をしてみたいと考えております。

二つ目の支援対象者の実態やニーズの把握につきましては、ひきこもりという状況に照らして、本人等への直接的なアプローチが難しい中、各種相談事業を通じての実態やニーズの把握のほか、民生委員さんからの情報、あるいは地域包括支援センターの高齢者訪問やケアマネジャーを通じて情報の把握をするなど、情報のチャンネルを広げて対応しているところでございます。

各機関の担当者が相互かつ適時に連絡・情報共有を図ることのできる関係性を築くことを目的とした、三つ目の市町村プラットフォームの設置・運営につきましては、必ずしも関係する

担当部局や関係機関を全て集めて会議等を開催する必要はないということでもありますので、当町では既存のまいさぼ地域定例会をはじめ、支援会議や関係者会議等を活用する中で、関係機関の担当者が相互かつ適時に連絡・情報共有できる関係性を構築しており、連携して包括的に支援を実施する体制を構築しているところでございます。

**11番（吉川さん）** ただいま、担当課長より詳しい内容について答弁をいただきました。一つ民生委員さんを通じて把握をしていただいたということで、これは国の主導で行ったわけですが、お聞きしたところによりますと、調査の中では19人を把握されたということをお聞きしました。

また、今のお話ですと、意外と相談件数が少ないなというのを感じたわけですが、本当にお話の中では福祉課と社協と連携をする中で、一つ一つ解決に向けて動いていただいているということがよくわかりました。

それでは、その中でお聞きします。今のお話の中で関わっていただく中で、立ち直り、自立できた例はあったのでしょうか。その点、その経過と期間、また自立に至った最大のポイントはどのようなことだったのでしょうか。

それからもう一つ。今のホームページに今後掲載をしていくという答弁をいただきましたが、それでもいまだ声を上げられずに、この今の相談の状況も少ないわけですが、悩んでいる本人や家族をどのように今後発見し、支援につなげていかれるか。今後の対策などありましたらお示しいただきたいと思います。

**福祉健康課長（伊達君）** 再質問にお答えいたします。最初に、ひきこもりから自立につながったケースということでございますけれども、当町ではそもそも相談事例が少ないものですから、個人が特定されないよう、大まかな内容でお答えをさせていただきたいと思います。

まず一つ目といたしましては、長期間ひきこもりの状態で、親族からのご相談をきっかけに、支援会議を重ねる中で、おおむね10か月程度の期間の中で、障害者手帳の交付と福祉サービスの利用、それと経済的な状況も考慮いたしまして、生活保護へつなげたケースがございます。このケースにつきましては、現在も福祉サービスの利用を継続しているという状況でございます。

もう一つのケースといたしましては、仕事をせずひきこもりがちといったご家族からのご相談をきっかけとして、まいさぼ信州長野の支援を受け、ハローワークへ通って求職活動を行い、こちらも相談からおおむね10か月程度で就労に結びついたケースなどがございます。

いずれも、町の福祉健康課やまいさぼ信州長野、町社会福祉協議会、それと県の長野保健福祉事務所などの関係機関が連携して、利用できる福祉サービスの調整ですとか、生活保護の受給などに対応したこと、また併せて就職活動の支援などもしたこと、それとご本人やご家族などとの信頼関係の構築といったことが自立に至ったポイントではないかなと考えているところ

でございます。

それと、なかなか声を上げられない方々をどのように支援に結びつけていくかといったような課題があるわけでありまして、ひきこもりについては、個々の家庭環境などによりまして、その背景、要因というのは多様であります。ご家族などの当事者からの直接的な相談というのは、先ほど相談件数のお話でございましたけれども、実際は少なく、外部からは非常に見えにくいという状況がございます。

そのような中で、声を上げられずに悩んでいるご本人あるいはご家族が様々な場を通じて相談しやすい体制づくり、こういったことは重要であると考えております。相談をしていただける関係機関について、先ほども言いましたけれども、町ホームページ等で周知をしてみたいというのが一つ挙げられるかと思っております。

それと、民生委員ですとか地域包括支援センターの高齢者訪問、ケアマネジャーなどのひきこもり状態にあるといった情報等を基に、生活困窮や介護サービスの利用等といった機会を、これはまた接点というふうに捉えて、家庭への訪問を行うアウトリーチ型の支援ですとか、相談者の属性あるいは主訴だけにとどまらず、世帯全体を含めた状況の把握に努め、本人に寄り添いながら継続的に関わっていくということで、つながり、信頼関係を築いていく伴走型の支援といった取組も重要ではないかなと考えているところでございます。

**11番（吉川さん）** ただいまは、2件の本当に立ち直りができた案件について、ご紹介いただきました。期間は10か月ということで、本当によく立ち直りができたなど、皆さんの関わりに大変感謝いたします。

そして、一番のポイントは、やはり本人との信頼関係が築けたということをお聞きしまして、いかにこの、一番は、上げた声に対してきちんと関わっていただけたということが今回、この10か月で立ち直りができたものだなと思っております。今も声を上げられない方についてということで、今は民生委員さんたちとの接点、回っていく中での接点を築く中で発見をしていきたいというお話もありました。

ここで提案ですが、一番は声を上げられない人をやはりどこでキャッチするかということで、一つお願いできればと思っておりますのは、オンラインで相談をできる窓口の設置とか、あと町のホームページに今度は掲載していただく中で、県のひきこもり地域支援センターへつながるような仕組みをつくっていただけたらと思っております。また、ほかの自治体では、ひきこもりに特化した冊子を作って、民生委員さんや、また区などに配布をしております。このようなことも、できればお願いしたいと思っております。

そしてもう一つは、本当に声を上げられるように、安心して相談をというような大きなポスターを作っていただいて、公共施設とか町内の店舗などに掲示をしていただきますと、またそこから声を出しやすいのではないかと思います。その点、もし答弁いただければお願いしたい

と思います。

さて、SOSをキャッチする人が多ければ多いほど、それだけ早期に支援につながることができると思います。そこで、町全体でひきこもり支援に何らかの形で取り組めたらと考えますが、その点はいかがでしょう。

また、ひきこもりの方が何か月も自宅から出られない、そういう中で一歩外へ出る、この行動というのは大変勇気の要るものでございます。そこで、自然な形で玄関の外に踏み出す、その取組ができればしめたものなので、この点については、町の取組はいかがでしょう。その点についてお伺いいたします。

**福祉健康課長（伊達君）** 再質問にお答えをいたします。ただいま相談しやすい環境づくりということで、オンライン相談窓口ですとか、県へつながっていく仕組み、あるいは冊子の作成、ポスターの作成といったようなご提案を頂戴いたしました。

町のほうでは、ここもホームページ等で周知ということは先ほど申し上げたとおりでございますけれども、ご相談の受付方法といたしましては、電話やメール、あるいは状況によっては訪問といったあらゆる方法を用いて、なるべく広く相談の受付体制を整えてまいりたいと思っております。

ご提案のございました周知方法等につきましても、今後検討させていただきたいと考えているところでございます。

それと、町全体で支えていくような仕組みといったご質問でございますけれども、ひきこもりというのは長期化するケースが多々ございます。また要因も様々でございますので、幼年期、少年期、青年期、それから高齢期にかけてといったことで、ライフステージごとに関係機関が連携して、切れ目のない支援、包括的な支援体制が重要であると考えております。

加えて、地域における理解も不可欠ということでありますので、地域の身近な相談相手であります民生委員さんを対象とした研修ですとか、そんなことをまた考えていく必要があるかなと思っているところでございます。

次に、本人が家から踏み出すための取組ということでございますけれども、これが多分一番大変難しい問題かなと考えております。ご本人が家から踏み出すきっかけの一つとしましては、居場所の問題というものがあるだろうと思います。

居場所につきましては、物理的なものだけではなく、本人にとっての心のよりどころになる、自立をサポートしていく居場所といったことも必要ではないかなと思っておりますけれども、町におきましても、例えばこころのリハビリ教室ですとか、地域活動支援センター、こういったところは物理的な居場所になり得るかなと思っております。また、こころの健康相談ですとか、障がい者相談会といった各種相談会などにつきましては、精神的な居場所の一つではないかなと、そんなことも考えているところでございます。

**11番（吉川さん）** 今、民生委員の研修を考えているということで、ぜひ一步として具体化していただければありがたいと思います。

また、こころのリハビリ教室等等、いろいろ町でも障がい者相談も戸別受信機で流れておりますが、そこまで足を運べるかどうかということが大きなネックになるかと思います。

岡山県総社市では、ひきこもりサポーター養成講座というものを開催いたしまして、地域が一体となって、このひきこもりの支援に当たっています。こうすることで、地域の人の意識の改革ができる。その中で理解者を増やす、そして支援者の増につなげているということですので、参考にさせていただきたいと思います。

また、兵庫県の赤穂市では、気楽に過ごせる居場所として、令和2年10月にみんなのいえというものを開設いたしました。古民家を改装して、一軒家を気楽に足を運べる場所としてつくったわけですが、そこには看護師と介護福祉士が常駐いたしまして、週に3日間だけなんですけれども、午後3時間のみ無料で利用できるというふうになっています。

この社会につながる第一の拠点としては、今の地域活動支援センターですかね、社協の横にある。そこまで来ればいいですけれども、やっぱり皆さんがいる、やっぱり知らない人がいるところに入っていくということ自身が大変厳しいと思います。そんな意味でも、このような取組を今後検討させていただきたいと思います。

では最後に、現在取り組んでいただいているのは、社協の方とそして福祉健康課、そしてまいさぼ信州の2名の方が関わっていただいて、自立に向けて支援していただいております。先日も聞き取りに行ったわけですが、本当にまいさぼの皆様は、困窮者支援等もやっていただいたり、様々今のコロナの中でも多くの課題を抱える中で対応していただいております。

ぜひ提案なんですけれども、今の相談体制について、もう少し人員を手厚くして、今も言ったように、例えばおうち、居場所をつくるとすると、そこに人を配置しなければならないということもあるので、この人員体制のパワーアップについて、町の考えをお聞きいたしたいと思います。

**福祉健康課長（伊達君）** 相談支援における人員体制の強化といったご質問でございます。ご質問のとおり、この相談支援、アウトリーチですとか伴走支援も含めて、これは大変多くの時間と労力を要することになってまいります。しかし、一方、それに対応する体制を単独で整えるというのは、これは一つ大きな困難さがあると認識をしているところであります。そういったことに鑑みまして、町では、これまでお答えしましたように、関係機関との連携体制を構築する中で、より効果的・効率的な対応に努めているというところであります。

県のほうでは、ひきこもり支援施策の一つとして、この伴走コーディネーターという設置事業を実施しておるという中で、県設置のまいさぼでは、これを活用して伴走コーディネーターを東信、北信、中信、南信に各1名配置していると。その1名がまいさぼ信州長野に配置をさ

れているということですので、こうした関係機関ですとか関係部署がそれぞれ持つ資源、能力、これを最大限活用しながら、今後も対応をしてまいりたいと考えているところでございます。

**11番（吉川さん）** ただいまも、まいさぼの伴走コーディネーターの活躍などもお聞かせいただきました。私も、まいさぼの市原さんといろんな案件で一緒に関わらせていただきましたが、本当に丁寧にお一人お一人の立ち直りに向けて関わっていただいて、新聞紙上にも体験が出ておりました。

一方、うちのまいさぼは、6市町村を兼務して回っております。それも北信の遠い信濃町とか飯綱町とか、遠いほうと全部を持っているわけなんですね。そういう中で、これから例えば今言ったように、ひきこもりの皆さんを少しずつ底上げをして、そういう方の声がどんどん出てきたときには、やはり今の体制では人員が足りないんじゃないかなというふうに感じておりますので、ぜひ今後の中で、また体制の強化に向けて取組をお願いしたいと思います。

15年余りのひきこもりを経験した上田市の38歳の男性の言葉です。「ひきこもりは地獄です。誰も自分の話を聞いてくれない。すごく悲しくて寂しくて、どうしていいかわからない。二度とひきこもりたくはない。」このようにおっしゃって、現在は大手運送会社の配達員として真面目に働いています。

彼の経験から大事なことは、SOSを出しやすい環境であること、そして一緒になって伴走支援をしてくれる人がいること。このひきこもりは、誰でもなる可能性があります。相談窓口の明確化と居場所の提供、そして公助で足りない部分を住民みんなで補えるコミュニティーの充実で、さらなる支援につなげていかれることを期待しております。

では、次の質問に移ります。

## 2. 婦人消防隊の今後について

3年ほど前、80代のご婦人から、婦人消防隊に名前だけでもいいからなっしてほしいと言われ、出動もできないのにいいのか迷っていますと相談されました。27区の現状は、地域によって違いはあると考えますが、実情を物語っています。

婦人消防隊は、昭和42年に結成され、当時は660名の隊員が組織され始めました。既に56年が経過しています。同隊の目的は、家庭の火災予防思想の普及及び安全な火気取扱いの徹底を図り、火災の未然防止と初期消火による人命、財産の損失防止を目的としますと提起しています。そこで、当町の活動の取組について、確認をしたいと考えます。

まず、イとして、婦人消防隊の体制と活動についてお尋ねします。

まず1点目として、隊員の状況について、平成28年度から今年度までの実態。そして、人員確保の基準はどのようになっているのでしょうか。

2点目として、基本的な活動についてです。婦人消防隊には隊長、分隊長、隊員がいます。

そこで、それぞれの主な活動内容はどのようなのでしょうか。

口として、これからの体制について。

さて、今年2月2日、「家庭の防火活動40年に幕、個々で地域防災協力へ」との見出しで、ある地区の婦人消防隊解散の記事が大きく掲載されました。解散の理由としては、女性の社会進出や、近年ますます大規模化、激甚化する災害の影響があると言っています。

かつて隊員の中心は専業主婦でしたが、最近は全員が仕事をもち、子育て中の隊員も多い。みな多忙を極めている。そして、高齢化が後押しをしてなり手不足が顕在化しているとのことです。

そこで、このような現状を認識する中で、町として婦人消防隊の意義について、また存続についてどのようにお考えでしょうか。お尋ねいたします。

これで1回目の質問を終わります。

**住民環境課長（竹内君）** 婦人消防隊の今後についてのご質問に、順次お答えいたします。

初めに、イの婦人消防隊の体制と活動についてのうち、隊員の状況であります。現在、26地区に26の分隊があり、隊員の任期は2年であります。隊員数は、平成28、29年度は594名、平成30、令和元年度は567名、令和2、3年度は533名であります。

人員確保の基準といたしましては、坂城町婦人消防隊設置要領に、「消火栓1基につき概ね3名の基準によって選任」と定められており、これを目安としながら、各地区の実情に応じて選出をいただいている状況でございます。

婦人消防隊の基本的な活動として、地区の隊長さんと隊員の方々には、地域防災の担い手として、各地区において自主防災会や消防団と連携し、実際の火災現場等での後方支援活動や、家庭から火災を出さないという家庭内でののおのおのの取組、またひとり暮らし高齢者世帯への防火啓発訪問活動などをお願いしております。

分隊長さんには、これに加えて、消防防災に関する訓練や視察研修への参加、分隊長会議及び出初式への出席、活動の取りまとめや報告をお願いしております。

町全体の隊長さんには、さらに町総合防災訓練等の行事へ来賓としてご参加いただいているほか、町防災会議等の委員をお願いしているところでもあります。

続いて、口のこれからの体制についてであります。高齢化が進むとともに、仕事を持たれている女性が多くいらっしゃる昨今では、各地区における婦人消防隊の隊員確保などに課題があることは認識しておりますが、婦人消防隊として活動をしていただく中で、家庭内での火災予防活動や、隣近所に対する目配り、隊員であることの自覚等により、家庭や地域での火災をなくす意識を持つことが、引き続き重要であると考えているところでございます。

また、火災のみならず、近年頻発する様々な災害に対しても、各自の防災意識の高揚により、自助・公助の部分が強化され、各地区の自主防災組織におきましても、婦人消防隊は、女性な

らではの視点やネットワークを生かした役割を担っていただいているところであります。

婦人消防隊は、その活動を通じて得た経験を地域の防災活動に生かしていただくことにより、地域の防災力の向上につながる意義のある組織でありますので、町といたしましては、引き続き、お力添えをいただきたいと考えているところでございます。

**11番（吉川さん）** 今、実態についてお聞かせいただきました。毎年30名ずつ減員になっていきます。基準は消火栓1基について3名ということで、消火栓はどんどん増えていると思います。

この実態について、これは分団の判断でそうせざるを得ない実情だと思いますが、ちょっとこの辺はあれですね。

それで、今も話がありましたが、一番は家庭から火災を出さない、これを婦人消防隊がまずは持っていて、はっぴがあることで意識を高めていただくということが一つ。それから、ひとり暮らし高齢者訪問ということでした。

それでは、この隊員の任期2年の中で、最も必要な出動はどんな活動でしょう。そしてまた、中でもメインとなる任務については、どのようにお考えでしょうか。

そしてまた、2点目として、今回令和2年1月から新型コロナウイルスであらゆる行事が縮小化されましたが、この2年半の婦人消防隊の活動はどのようにされてきたでしょうか。

以上、2点についてもう一度お聞きいたします。

**住民環境課長（竹内君）** 再質問にお答えいたします。1点目の婦人消防隊の活動の主なものとしては、地域の防災の担い手として、各地区において自主防災組織や消防団と連携し、火災現場等での後方支援活動や、ひとり暮らし高齢者世帯への防火啓発訪問活動などがありますが、婦人消防隊の活動の中で最も重要であると考えておりますのが、ご自身の家庭から火災を出さないといった火災予防思想の徹底と実践活動であり、分隊長会議などの際に予防のポイント等について説明しているところでございます。

2点目の新型コロナウイルス感染症拡大による活動への影響についてでございますが、出初式や消防・防災に関する視察研修は中止といたしましたが、町総合防災訓練は規模を縮小する中で開催し、対象地区の正副分隊長さんにご参加いただきました。また、ひとり暮らし高齢者世帯への防火啓発訪問活動の実施や、分隊長会議の開催など、コロナ禍ではありましたが、基本的な活動に関しては実施されているところでございます。

**11番（吉川さん）** 基本的な活動は、家庭から火を出さないということですね。これは婦人消防隊でなくても、みんな当たり前のことかと思えます。

今も、コロナ禍の中での活動をお聞きしました。この活動について一つなんですけど、ひとり暮らし高齢者の火災予防啓発活動、おひとり暮らしのところを回っていただいているわけですが、これについては、消防団が中心で民生委員さんと各自主防災会が加わって、回って行って

もできる活動だと考えますが、その点はいかがでしょうか。

それともう1点、先ほどの隊員が減少してきている件ですが、10年ほど前には1分隊が当町でも解散をしています。ということで、今は26分隊になっているわけですが、この実態については、町当局はどのようにお考えでしょうか。この2点についてお聞きします。

**住民環境課長（竹内君）** 再質問にお答えいたします。1点目のひとり暮らし高齢者世帯への防火啓発訪問につきましては、民生児童委員の皆様とも連携をして、訪問する世帯の確認を行い、場合によっては一緒に同行していくなど、ご協力をいただいております。長年にわたり継続して実施しており、今後も引き続き、婦人消防隊の重要な活動の一つと位置づけていきたいと考えているところでございます。

2点目の、1分隊が解散していることについての考えであります。地域の高齢化や就業形態の多様化に伴う生活様式の変化、また女性の就業率が上がった今日であっても、住民生活の基盤は各家庭にあると考えます。災害時は、特に子育てや高齢者の介護などを経験されている女性視点での対応が必要な問題が数多く発生し、解決には女性の協力が不可欠となることが考えられます。

町といたしましては、引き続き、婦人消防隊の活動を支援するとともに、隊員の皆様には、各家庭における防火・防災をはじめとする活動にご理解をいただき、地域全体での防災力の向上にお力添えをいただきたいと思いますと考えております。

また、各地区における隊員の確保につきましても、年々難しくなっている現状を踏まえ、人員数や活動内容については、隊員さんからのご意見等もお伺いする中で、よりよい方向に向け検討してまいりたいと考えているところでございます。

**11番（吉川さん）** 今、課長から答弁をいただきました。婦人消防隊を支援していくという話でしたが、私は自主防災会が地域でしっかりしていけば、婦人消防隊はと思うんですね。ただいま、課長のほうからは地域の高齢化、またワークが増えたということで、大変維持については難しくなっているということはお認めになっている。だけれども、女性の協力が必要だと。それは、婦人消防隊でなくても必要なことだと私は思います。

今回、私は婦人消防隊が必要ないという意味で質問しているわけではなくて、いざというとき、どのくらい機動できる婦人消防隊かという点が、とても今疑問に感じているわけで、質問させていただきました。

実際この2年間、コロナ禍ということもあったんですけども、隊員であった友人からは、一度も出動がなかったとお聞きしました。区によっては防災訓練をやったりして、出動があった区もあったと思いますが、そこら辺が実態の中ではそういうことでよかったのかなということをお心配になったわけですね。

これからは特に大規模災害がありますので、女性が本当に要援護者とかそういう方たちを把

握して、そうやって関わっていくことが大変重要になってくると思います。そういう意味でも、婦人消防隊の枠をなくして、共助である地域の自主防災会の中に女性の活躍の場を置いて、そしてそこできちんと位置づけて、力が発揮できるようなそういう組織、方向性に変えていったらどうかと思いますが、その点について、町の考えをお聞きします。

**住民環境課長（竹内君）** 再質問にお答えいたします。婦人消防隊の活動の中には、自主防災会や消防団と連携して、活動を実施するということがございます。各地区の自主防災組織には婦人消防隊が既に位置づけられており、出火防止や初期消火、消防水利への誘導などの役割や、有事の際は避難救護班として、住民の避難誘導や負傷者の救護などの大切な役割を担っていたところでございます。

特に大規模災害時には、町の対応などの公助が十分に機能し得ない可能性もあり、自分の身を自分の努力によって守る自助とともに、ふだんから顔を合わせている地域や近隣の方々により防災活動に取り組む、共助の中核である自主防災組織の活動が重要となると考えております。

さらに、その活動の中でも高齢者や体の不自由な方、小さいお子さんや妊婦など、災害時に配慮が必要な方への対応や配慮が不足してしまう危険性が指摘されております。

町といたしましては、有事の際、そのようなことがないよう、婦人消防隊の皆様には女性ならではの視点で、隊員の活動を通じて得た経験を地域の防災活動に生かしていただくことにより、地域の防災力の強化・向上につながるよう、自主防災組織への婦人消防隊の参画につきまして、さらに啓発してまいりたいと考えております。

また、各地区の自主防災会において、女性の参画による組織づくりをしていただくことは、大変重要でありますので、積極的に取り組んでいただきたいと考えているところでございます。

**11番（吉川さん）** 最後には、自主防災会で女性の活躍を積極的にということでお話をいただきましたが、今は常備消防もしっかりしております。火災のときの後方支援といっても、私も火災のときにお手伝いに行ったことがあるのですが、なかなか邪魔になってしまうということもありました。

課長の言ってらっしゃることは、最終的には同じことを言っていると思うんですね。自主防災会組織の中で女性の活躍をしっかりとというお話でありましたが、ただ、その婦人消防隊は、町としての婦人消防隊の意味づけがあるのか、それとも区の中でという、そこら辺の違いだと思います。

例えば婦人消防隊がなくなつたと考えますと、出初式につきましては、各自主防災会の中の女性に参加を求めていく。そして、今、隊長、分隊長は報告を取ったり、研修に参加したり、大卒そういう形で取りまとめをしていただいている任務なわけですが、それがなくなって、自主防災会の中でそれぞれの女性が地域に密着した、例えば今は先ほど言ったように70、80の人が結構名簿に載っちゃっているわけですが、そういうことでなくて、しっかりと各区

の中でこの自主防災会に女性もきちんと配置して、この地域を守っていくというそういう形に変えていかれば良いと思います。

いずれにしましても、高齢化と働く女性の課題は今後も続きます。地域の安全安心のために意識を高める取組は、既存のままでいいのかどうか、今後の町の取組に期待し、次の質問に移ります。

### 3. アクションスポーツ練習場について

#### イ. 設置への進捗状況は

昨年の東京2020オリンピックでは、新たに正式採用された競技の一つとしてスケートボードがあります。そして、競技結果は、うれしいことに男子では堀米雄斗選手、女子では日本選手最年少となる13歳の西矢栞選手が見事金メダルを獲得いたしました。

このように、現在全国でもその愛好家が増え、新たな施設ができております。当町でも令和2年7月、町内の愛好家の皆さんが、山村町長に町内への施設設置を求める要望書を提出させていただきました。私も同僚議員とともに同席させていただき、堂々と練習できる環境の整備を願う熱い思いを伺いました。

子どもから大人まで楽しめるということですが、音がうるさいなどの声もあり、場所の選定がネックでもあります。スポーツを通じて青少年育成や地域住民のコミュニケーションの場として、練習場の設置を切に希望されておりました。

そして、今回うれしいことに、今議会開会の町長招集挨拶の中で、この練習場の整備について触れられておりました。具体的な構想が見えてきたことに心から感謝を申し上げます。そこで、待ち望んでいる皆様もおりますので、その詳細について、わかる範囲で結構ですでお示しいただければと考えます。

これで1回目の質問を終わります。

**町長（山村君）** 3番目の質問ということで、アクションスポーツ練習場について、イ. 設置への進捗状況ということで、やっと私に質問が回ってきました。もう時間があまりありませんので、コンパクトに答えたいと思っております。

企業の新たな事業展開ですとか事業規模の拡大、雇用創出による地域経済の活性化、さらには町内への移住・定住の促進にもつながる坂城町南条産業団地につきまして、2月28日に工事が完了し、都市計画法に基づく完了届を県に提出し、完了検査を受ける予定となっております。

分譲を希望する企業の募集を2月28日までとする中で、2社の企業から応募をいただいております。今後、坂城町工場立地審査委員会において審査を行い、分譲先となる企業について決定してまいりたいと考えております。

さて、この産業団地を造成するにあたりましては、開発区域内に調整池を設置するよう開発

行為により定められております。調整池は、集中豪雨などの局地的な出水により、河川等の流下能力を超過する可能性のある洪水を、河川等に入る前に一時的にとめる貯水池であり、開発行為面積から、都市計画法の基準に基づきまして流量が算出されており、南条産業団地においては、1,760平米の調整池を整備いたしました。

この調整池ですけれども、降雨の際には一時的に雨水をためるという機能が求められますが、平常時におきましては、水がたまっている状態でないということから、何らかの形で有効活用を図ることができないかと検討してまいりました。

検討にあたりまして、調整池としての機能を損なわないことを第一に、屋外における限られた面積での利活用といった点を踏まえるとともに、これまでスケートボード愛好家の皆さんをはじめとする多くの町民の皆様から寄せられた、若者が楽しめる新たな居場所をとった要望なども考慮したところであります。

こうした検討の結果、スケートボードとともに、3人制のバスケット、3X3（スリー・エックス・スリー）などが行える場所として整備することを計画したところであります。調整池底面積のうち、およそ700平米を舗装し、その上にスケートボード愛好家の皆さんによる手作りのセクションを持ち込むほか、町におきましても、高い耐水性や耐久性、安全性を備え、構造的に複雑な複合型のセクションを設置するとともにバスケットゴールを整備することとし、舗装していない部分については、利用者等の駐車場として活用できるよう計画したところであります。

東京オリンピックの種目にもなりましたスケートボードや、バスケットボール競技である3X3を楽しむ子どもたちのほかに、工業団地をはじめとする町内の事業所等に勤務される従業員の皆様にも、軽く汗を流す場として気軽に利用していただけるよう、周辺的环境も考慮した上で照明を設置し、夜間についても、大体21時くらいまでは使用できるよう検討しております。

また、当施設の名称につきましては、テクノさかき工業団地内に設置する調整池というのではあまり、つまらないので、「テクノさかき・ストリート・パーク」といった愛称をつけ、より親しめる場所としていければと考えております。

パークの利用にあたりましては、無料で誰もが気軽に体を動かせる健康づくりと交流の場としてご利用いただけるものとしながら、荒天時をはじめ雨天時は利用しない、また占用は行わず、譲り合って利用するなど、最低限のルールを決め、皆様に安全に楽しんでいただけるスペースとしてまいりたいと考えております。以上です。

**11番（吉川さん）** 町長直々に答弁をありがとうございます。本当に関係の皆様、この練習場の整備に向けて検討いただいたこと、心から感謝申し上げます。

利用にあたってのルールづくりなど、管理、また備品のセクションについては、どのように

今後されるでしょうか。その点だけお聞きしたいと思います。

**教育文化課長（堀内君）** 再質問にお答えいたします。若者が楽しめる新たな居場所「テクノさかき・ストリート・パーク」の施設利用、管理につきましては、誰もが気軽に体を動かせる健康づくりと交流の場として考えております。

文化センター、体育館等の社会体育施設のように、事前に申請をしてから利用するのではなく、最低限の利用ルールを決め、遵守していただける方であれば事前申請は必要なく、無料でご利用いただきたいと思いますと考えております。

安全で楽しく施設を利用していただくための最低限のルールといたしましては、調整池であることから、雨天時は利用しない、占有は行わない、夜間の照明は21時に自動的に消灯するように設定いたしますので、消灯時間を過ぎてからの利用はしない、こちらを基本としながら、安全安心に利用できるよう、愛好家の皆さんなどと相談しながら、一定のルールを決めてまいりたいと考えております。

また、ほかの施設と同様に、施設内でのけがや事故につきましては、利用者の責任となります。利用者ご自身においても、スケートボードを行う場合には、ヘルメット、膝あてなどのプロテクターを装着するなど、安全に配慮した行動を取っていただくとともに、事前にスポーツ保険などに加入していただくよう、周知してまいりたいと考えております。

このように決めさせていただいたルールや、注意事項につきましては、注意看板を施設の入口に掲出し、利用される皆様に注意喚起してまいりたいと考えております。

備品の整備を進めていく際には、限られたエリアに配置することや、子どもから大人まで利用するなど、利用者のレベルが一樣でないことなどを配慮する必要がありますので、さらに愛好家の皆さん、町スポーツ推進委員と相談する中で、ルールづくりと併せ検討し、発注に向け取り組んでまいりたいと考えております。

**11番（吉川さん）** 注意看板を設置していただいて、この夏頃にはできるのか、とても楽しみです。未来を担う子どもたちが自らの可能性に向かって、施設利用を喜ぶ姿が目に見えます。

そして、今この時間もウクライナの子どもたちは爆撃に震えています。絶対にあってはならないこの惨劇を一日も早く停止することを切に願って、私の一般質問を終わります。

**議長（小宮山君）** ここで、10分間の休憩をいたします。

（休憩 午後 2時29分～再開 午後 2時39分）

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

次に、8番 栗田 隆君の質問を許します。

**8番（栗田君）** ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従って一般質問を行いたいと思います。

まず最初に、今、町の皆さん、職員の方、諸物価の高騰ということで非常に悩まされておる

と思いますけれども、今からちょうどじゃないですね、50年前の1973年にオイルショックというのが起こって、このときOPECなんかは原油価格を5倍まで引き上げてしまった。それで日本ではトイレトペーパーがなくなるという、原油が上がると、何でトイレトペーパーがなくなるのかよくわからなくても、もうみんながトイレトペーパーを買いに走ったというような状況がありました。

それで、今はちょうど非常にその状態によく似ていて、その当時の原因としては中東戦争、イスラエルとアラブの戦争なんかのおかげで、原油の供給不足ですよ。それと同じようなことが現在起こってまして、レギュラーガソリンの値段は、長野県は日本の中で県で3番目に高い。鹿児島、長崎、長野という順序で、今はもう180円を超えております。これは2018年には143円、140円台であったのが、原油価格としては、去年の12月に1バレルで75ドルから80ドルをつけた。もう今は既に120ドルを超えていますよね。これはほとんどの人が予想した数値とは、ある意味かけ離れておりますよね。100ドルを超えるかどうかというところで、1月あたりは言っていたわけですがけれども、もうはるかに超えてしまいました。

すぐに生活に影響のある灯油については、長野県は今は公示で2,236円。町内のスーパーで、私は昨日買ってきましたけれども2,019円です。これが大体普通ですと1,600円くらいのところにあるわけですよ、一般的には。こんな形で、非常に今エネルギー価格が上昇している。それは1973年のオイルショックと非常によく似た形の供給不足が原因となっています。

それから次にですね、日本は、今までGDPの成長が世界のどの国と比べても全くしていない。断トツの一番最後、どん尻ということになっています。購買力平価ではかった1人当たりのGDPでは、もはや既に韓国にも抜かれ、はるか下のほうにいる。世界のGDPの18%を1990年代には占めていたわけですがけれども、今はもうその3分の1、6%を切っているというところまで日本の貧困化が進んだ。

そして、非正規化で労働人口の40%近くまでがもう非正規職員になってしまった。そして今年も年金も引き下げられ、それから公務員の給与もこの前ですね、引き下げられる。そういう形での貧困化に見舞われている。

そして三つ目ですがけれども、今度は円安という問題がありますよね。アメリカの物価は去年に比べて7%の物価上昇、これはもう1982年以来、つまり39年ぶりの急上昇であります。そして、その中のエネルギーに関しては29.3%も前年比で増えている。こうなると、向こうの長期金利のほうは、10年もの国債の長期金利は1.5%、日本のほうは全くこういう状況ですから、上げられないということで0.5%しかない。こうなればどんどん円が売られてドルが買われるのは当然だということで、円安。その円安によって輸入価格が非常に上昇して

いる。エネルギーについては、ほぼ全部日本の場合は輸入ですから、円安が進むと非常に輸入物価が上がるということは当然のことですよね。

今言った三つの言わば三重苦、まだまだ不況が続いているにもかかわらずインフレになるという、今までに言われたいわゆるスタグフレーションと呼ばれる非常に悪いインフレ状態になっているというふうに私のほうは考えております。

それで、去年というか今年ですよ、一部の世帯に5千円の灯油代金の補助を当町では行ったわけですがけれども、そのことも後でちょっと質問の中に入れてたいと思いますけれども、質問のところは、まず諸物価、ガス、電気料金、灯油、ガソリン、これは皆さんも何でこんなに上がるのというくらい上がっているというところが皆さんの実感だと思います。こういったことに対しての町の現状認識はどのようになっておるか。これがイですね。

それからロから、それらの高騰した原因はどのようなものとするか。

ハとして、町は今後この物価上昇の見通しがどのようになっていくというふうにお考えなのか、それをお聞きしたいと。

そして、ニとして、国や県の動向はどのようなものであるか。

最後、ホとして、先ほど言いました灯油代金の一部家庭の補助が今後どのようになるか。拡充されていくのか。それから、今後の諸物価の高騰に対して、どのような形で町民への支援施策を考えているのか。

そして、特にこのエネルギー価格で非常に大きな影響を受けるのは農業部門ですよ。今はどんなものを作るのでも、全てガソリンなりオイルなり、今はもう鎌を使って草刈りをやっている人なんて見たこともなければ、田植えも一家総出ではやっているんですけども、植えるのは田植え機と。全部物すごい量のガソリンなり重油なりを使ってですね、温室なんかは特にそうですね。使っているんですが、そういったことへの補助などの施策はどのようになっているか。これをまず第1番目にお聞きしたいと思います。

**住民環境課長（竹内君）** 1の諸物価高騰について、私からは、イからニまでのご質問に順次お答えいたします。

初めに、イのエネルギーに関連する諸物価についての現状と認識であります。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、現在、我が国の経済は、数値・指標などが想定したものよりも下がる、いわゆる下振れの動きとなっており、景気の先行きが不透明な状況となっております。

加えて、昨年来、身近な食料品や日用品、ガソリンなど生活必需品の値上げが相次いでおり、中でも、原油価格の高騰によるガソリン価格や灯油価格、電気・ガス料金などのエネルギー価格の値上がりがかつて以上に家計に影響を及ぼしております。

最近の物価の変動について、消費者物価指数を例に申し上げさせていただきます。この消費

者物価指数は、全国の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に推定するものであり、家計の消費構造を一定のものに固定し、これに要する費用が物価の変動によりどう変化するかを指数値で示したもので、総務省により毎月公表されております。

直近となる令和4年1月の全国消費者物価指数は、全項目を対象とした総合指数について、令和2年、2020年を100として比較した場合に、前年同月比0.5%上昇の100.3であり、昨年9月から5か月連続で上昇しております。中でも、エネルギー構成目については、前年同月比プラス17.9%と大きく上昇しており、品目別では、電気代がプラス15.9%、プロパンガスがプラス6.3%、灯油がプラス33.4%、ガソリンがプラス22.0%といった状況であります。

県内の状況としましては、ガソリンが1月初旬のレギュラーガソリン1リットル当たり169.8円であったものが、2月末で179.8円と、10円の値上がりとなり、灯油につきましても、1月初旬に18リットル当たり1,877.5円に対し、2月末で2,037.6円と、160.1円の値上がりとなっている状況であります。

こうした物価上昇により、住民の暮らしや企業活動、農業、商業など、あらゆる分野へのさらなる影響が懸念される場所であり、今後についても状況を注視していく必要があると考えております。

次に、ロのそれらの高騰の原因といたしましては、新型コロナウイルスのワクチン接種が進んだことで、世界的に経済活動が再開し、その結果として、エネルギー関連の製品やサービスを提供していく上で必要となる原油の需要が一気に膨らみました。しかし、その一方で、世界経済の混迷に伴い、原油の供給は抑えられている状況になっており、その需給バランスが崩れたことによる原油価格の高騰が、エネルギー関連などの物価上昇の最大の原因であると認識しているところでございます。

これに加え、ロシア軍のウクライナ侵攻により、国際社会のロシアに対する経済制裁が強まり、世界的な原油量の逼迫が重なっていると考えられる場所であります。

続いて、ハの今後の見通しであります。コロナ禍から世界経済は回復しつつあるものの、今申し上げたウクライナ情勢の緊迫化による原油価格の高騰が続くと懸念される場所であり、電気代やガソリン価格等の一層の値上がりのほか、輸送費やプラスチック製品のコスト上昇による食料品や日用品の値上がりなど、住民の暮らしへのさらなる影響が懸念される場所あります。

最後に、ニの国や県の動向であります。国は、ガソリンなど燃料価格の高騰を抑えるため、石油元売り会社にガソリン価格抑制補助金を交付する措置がなされており、今後、補助額を大幅に引き上げることが決定されました。県におきましても、新型コロナウイルス感染症に伴う

支援策を講じるなど、燃料をはじめとする諸物価上昇による消費マインドの冷え込みや、企業業績等への影響を緩和するためにも、国や県の経済対策に期待するところであり、引き続き、今後の状況を注視してまいりたいと考えております。

**福祉健康課長（伊達君）** 私からは、ホ. 町の対策のうち、原油価格高騰等緊急対策助成事業についてお答えいたします。

冬場の暖房が欠かせない当町をはじめとする寒冷地におきましては、暖房に要する灯油などの燃料費が家計に及ぼす影響は、決して小さなものではないと考えております。

そうした中で、寒さが本格化してきた昨年、令和3年1月29日時点の長野県での灯油18リットル当たりの店頭現金価格は、経済産業省資源エネルギー庁による石油製品価格調査の給油所小売価格調査によりますと、消費税込みで1,942円と、前年ですね、令和2年11月30日時点と比較しまして、18リットル当たりで503円値上がりしておったということで、町民生活への影響が大変懸念される状況でございました。

町では、こうした状況に鑑みまして、特に経済的な配慮を要する世帯の負担を軽減するため、冬期間の暖房費用の一部を助成する緊急的・臨時的な措置として、昨年12月議会において原油価格高騰等緊急対策助成事業に係る補正予算の議決をいただき、1月から対象世帯に対し5千円の助成金を支給したところでございます。

対象世帯につきましては、令和3年12月1日現在、町内に住所を有する在宅の方で、令和3年度の住民税が非課税世帯のうち、年齢が75歳以上のみの高齢者世帯、介護保険法の要介護度が3から5の認定者がいる世帯、身体障害者手帳1級または2級、療育手帳A1・A2またはB1、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証などの手帳等の交付を受けている方がいる世帯、二十歳未満の子を養育するひとり親世帯、生活保護法による生活扶助を受けている方が属する世帯、これを支給対象といたしまして事業を実施したところでございます。

今後の支援施策というご質問でございますけれども、諸物価高騰への根本的な対応につきましては、国においてなされることが基本と考えているところでございますけれども、今回の緊急的な措置と同様に、生活への影響ですとか緊急性、必要性、対象範囲等々、こういったことを総合的に勘案する中で、その時々々の状況を見極めながら、適切に判断してまいりたいと考えているところでございます。

**商工農林課長（竹内君）** 私からは、農業用燃料費高騰に対する補助についてお答えいたします。

当町の農業は、果樹を基幹品目とする農業形態の中で、水稻、花卉、野菜など幅広い品目が栽培されておりますが、冬の期間において暖房用燃料が必要となる花卉や野菜などによる施設園芸については、燃油高騰の影響が懸念されているところでございます。

このような中で、町では、国が実施する施設園芸等燃油価格高騰対策事業への申込みを生産者に働きかけるとともに、主な施設園芸農家に対し、冬の期間における暖房用燃料の消費量に

ついて聞き取り調査を実施いたしました。

国の施設園芸等燃油価格高騰対策事業は、支援対象を施設園芸農家3戸以上、または農業従事者5名以上で構成する農業団体等とするほか、3年間で燃油使用量の15%以上削減する省エネ目標と、目標達成に向けた取組を設定し、燃油価格高騰の影響を受けにくい経営へ転換することが求められており、事業要件が厳しいことから、応募する農家はありませんでした。

また、施設園芸農家への聞き取り調査では、町内において数百リットル規模で灯油または重油などを使用している生産者は3軒でありましたが、長野管内の市町村において、農業分野における燃油高騰対策の動向を確認したところ、国の対策事業を活用するほかに、単独で農業分野における燃油高騰対策を行っている市町村はなく、他産業を含めた燃油高騰の影響も考慮する中で、農業分野のみの燃料高騰に対する助成は見送ったところでございます。

また、ながの農協から燃油高騰対策として農協からの燃油購入者に対して、市町村助成について働きかけがありましたが、対象者が農協からの燃油購入者に限定されるということから、管内市町村においては、いずれも実施を見送ったところでございます。

このように、町単独で農業分野の燃油高騰に対する助成は行っておりませんが、昨年10月から実施いたしました「さかきのお店応援券事業」では、町内のガソリンスタンドも取扱店として登録いただいております。また、応援券利用もあったことから、農業分野に限らず、燃油高騰に対する一助になったものと考えております。

いずれにしましても、燃油を含め農業資材は高騰している状況でありますので、引き続き動向を注視する中で、関係機関と連携しながら農家支援について検討してまいりたいと考えております。

**8番（栗田君）** 今、この原油なりエネルギーの高騰している原因、それから諸物価のほうはですね、やっぱり円安による輸入物価とかそういうことだとは思いますが、エネルギーに関して、先ほどの分析では、コロナ禍からの経済の再開ということで、需要がどんどん伸びているのに供給が追いつかないということを言われましたけれども、これは確かにそうなので。2020年の5月に、実は原油価格はマイナスまで落ちたんですよ。まさにコロナ禍で2020年の5月ですよ。マイナスまで落ちるってどういうことかということ、ガソリンそのものが単なる産業廃棄物になってしまったということですよ。お金をこっちで払うから持って行ってくれという、こういう状況になっちゃったわけですよ。そこから、経済が再開して、だんだんコロナ禍から脱却して徐々に伸びてきたというところは、私も賛成できるわけですよ。

しかし、どうしても一つ抜け落ちた原因があるんじゃないかと。それはですね、あまりにも拙速な、そして精緻な工程表がないままに脱炭素を、特にアメリカのバイデン政権なんかは言った。日本でもEUでもそれを極度に推し進めると。EUは再生可能エネルギーで風力で行

くということが洋上風力、北海のほうの、ここは風が非常に吹くから大丈夫だと言っていたのが、去年風がろくに吹かなくて、風任せでやっていたら全然電力が足りないということで、ヨーロッパのほうの天然ガス価格が、石油換算にして1バレルは本来20ドル程度、非常に気体で扱いづらいので20ドル程度なんですけれども、それが200ドルまで上がっちゃった。つまり10倍になっちゃっているわけですよ。それであちこちで停電が起こっている。

中国のほうも、まさか脱炭素なんて本気でやるとは思わなかったわけなんですけれども、実際にはやりまして、石炭が70%。70%って電力構成比の石炭に占める割合が70%なんですけれども、それを56%まで落としちゃったわけですよ。今は各地で中国のほうは電力不足で停電が起こっている。

そして、原油のほうは本来、今までですね、今現在は受給が足りないわけなんですけれども、通常は1日1億バレルくらいが日量取引されていると。これは、サウジアラビアのアブドルアジーズ石油相は、10年たつと需要のほうは少しは落ちるだろうと、この脱炭素の動きで。それで9千万バレルくらい、日量ですね。

ところが、供給のほうは、皆さんもよくご存じのとおり、もうここに投資するところには金を出さないぞということになっていまして、それでどんどん供給が減ると。この石油大臣の考え方、7千万バレルほどになっちゃうということで、そのところは需給バランスが全く崩れちゃう。この需給バランスの崩れは、私はあまりにも拙速な脱炭素という流れがあるのではないかと考えておりますが、そのところはいかがでしょうか。

**企画政策課長（大井君）** 再質問にお答えいたします。需給バランスの関係ですけれども、確かに脱炭素によって原油離れといいますか、エネルギーがガソリンから電気のほうに切り替わっていく、また発電においても火力発電、石炭発電、それから原油等の発電から違ったものに変わっていくというような中で、原油の需要というものが落ちる、先行きが落ちるという見込みについては、産油国のほうでも立てているものだと考えております。

しかし、脱炭素社会を目指すということは、もう世界共通の考え方として大変必要なことなんですけれども、産油国のほうがそれを見越して、あまりにも急激な絞り方をしているというところでの需給ギャップが起きているというふうに考えているところでございます。

**8番（栗田君）** 今言われたように、確かに石油というのは、今ちょっと足りなくなったからさあ掘れと、増産しろと。世界一の産油国であるアメリカのバイデン大統領が、自分はろくに何もしないのに、OPECに対して石油をもっと増産してくれと。あなたのところは一番でしょと思うわけなんですけれども、自分のところは、グリーン政策で大変であるからやってくれと。かなり、いいかげんに聞こえるわけですよ、やっていることが。

日本の場合、先ほど言いましたように1973年の中東戦争からのオイルショック以来、今までもう50年、半世紀ですよ。実はこの50年間何をやったかといえば、省エネという名

前の脱炭素をここまで繰り返して50年間やり続けたわけ。それでまさに世界一の省エネの技術をつくり上げた、この日本がどれだけこの50年間、企業の方、科学者、それから技術者が血のにじむような努力でやってきたこの50年間に対して、ちょっと国連がこうせい、ああせいみたいな話で、それにマスコミもちやっかり乗っかって、それから日本は化石賞をもらったけれどもどうなんだなんて、どこかの国会議員がそんなことを言って政府に迫るといような、とんちんかんなことをやっていますが、日本での50年間のこの省エネ、脱炭素のこの努力について、あまりにも言及する人がいないので、この性急な脱炭素ということ、それが意識高い系だなんて思っている人たちには、どうしても私はここで一言言っておきたいと思いました。

それについては、あまりにも性急な脱炭素はいかがなものかと。結局はそういったことをやることによって、市場という現実にしっぺ返しを食らったというのが現在で、しかも、原油なんかの場合には、投資してから5年たたなければ掘り出すこともできませんので、この状況は長く続くだろうと。そこに加えて、ウクライナ問題による原油高騰、あるいは天然ガス、そういった化石燃料の上昇は、これから行われることだろうと。それが私の見通しであります。

それでは、第2番目として、犯罪被害者等支援条例というものを坂城町がつくっておりますが、この件について一般質問を行いたいと思います。

昭和29年というと、その年に生まれた方もいるかと思いますがけれども、日本の昭和29年というのは、殺人によって戦後死ぬ人が最大の数値、3,081人殺人事件によってお亡くなりになりました。それ以来、殺人によって死なれる方の数はどんどんどんどん減って、今では世界ほぼ最低ですよ。

一つだけちょっと目立ったところが、日本より下なんですけれども、それはバチカン市国ぐらいのもので、このバチカン市国は人口が615人しかいませんので、日本とは比較にならない。1億人以上いる中で、これだけ殺人事件の少ない国というのはまずないと。

ところが、そうであればこそ、その殺人というような事件に、なぜうちの子が遭わねばならんのだというときの衝撃の大きさ、そして一体なぜだというその気持ちは、こちらからはもう全くはかり難いものだと考えています。

それですね、ただいま現在の県議会のほうで、県犯罪被害者等支援条例の案が提出され、審議されているところですが、この県の条例は、同様の条例がもはや32都道府県にあるわけなんですけれども、実際に見舞金支給というものを明記したのは、まさにこの県条例が初めてであり、これがもし可決されれば、全国初ということになりますよね。

それですね、県がそこまで行ったその大きな決起となったのは、当町、坂城町が制定した犯罪被害者等支援条例、これが大変大きな契機になり、県でも一生懸命同じようなものをつくらうということになったわけですよ。

非常に難しい形での犯罪被害者等支援条例というものを、町長はじめ町職員の方の親身な献

身の結果生まれたものだと考え、被害者本人の方からも感謝、今はもう感謝しかない。それで、県まで、ここまで来れたと。大変うれしいという言葉をいただいています。

その被害者の支援条例について、私のほうで少し気になることをいくつかご質問したいというふうに思います。

一つには、傷害を受けたほうの場合なんですけれども、傷害見舞金の要件の文言の中に、犯罪行為により傷病を負った者とあるわけなんですけれども、直接的な身体への暴行はなかったにしても、現場に居合わせて強い精神的な打撃、よく言われるPTSD、心的外傷なんて訳されますけれども、こういった場合の被害者の認定の範囲ですよ。これをただただ認めてしまうと、例えば通りがかった人も、見たらもうひどい、ぞっとして私は具合悪くなっちゃったというのまで含めるのではちょっとまずいだろうということで、その範囲をお聞きしたいと思います。

それからですね、次に支援の内容として、口の1番として、もうその被害を受けて、精神的なダメージは非常に大きいわけですが、それでもやっぱり人間生きていかざるを得ないということで、生活を維持する上で一番大切なものが経済的な問題、経済ですよ。そして、次に住むところ。一体どこに住むのか、住居の確保、これが差し迫った非常に大きな問題だと思います。その住居に対しての支援はどうなっているか、十分かどうか。

それから2番目として、非常に心が傷つけられる一番大きな理由は、2次被害、いわゆるマスコミ報道なんかで何々という話もあるとか、何々と言われているとか、専門家はこう言っているとか、まるで自分自身には全く、それを言ったからといって責任が生じないような形で風評をあおるような、そういうことがあった場合どのような対応をするか。また、県条例のほうで出されているほうではですね、そういうことに対しての学校教育も行われると、そういうことになっていますよね。それについて、当町ではどのように取り組んでいくか。

そして、最後に3番目として、本人自身では対処が非常に困難な問題、特にお金なんかが絡んだり、あるいは単なるSNSでの風評とかに対して、もうどうにもならないと。それから、経済的、ローンがまだ残っているといろいろあると思います。そういった、本人が立ち向かうにはあまりにも過酷な問題を、ある公的な代理人というような、弁護士になるのが一番いいんでしょうけれども、そういうことについての方策は、町のほうではどのように考えているか。この点についてお聞きいたします。

**町長（山村君）** ただいま栗田議員さんから2番目の質問としまして、犯罪被害者等支援条例について、イの遺族見舞金・傷害見舞金等についてのご質問がございました。私からは、坂城町での例もお話しいただきましたけれども、全体の経緯につきまして、私から答弁いたしまして、詳細につきましては担当課長から答弁申し上げます。

まず初めなんですけれども、坂城町犯罪被害者等支援条例の制定につきまして、実は私は前からこの問題意識を持っておりました。つまり、日本では長い歴史の中で、どちらかという

と犯罪を犯した人に対する人権を守る、保護するというのが非常に議論されて、実施されてまいりました。典型的な例は刑法39条であります。犯罪を犯しても精神的な状況はどうかというところで、それがよく論点にもなりましたし、何年かすると刑務所から出てくると言われました。

じゃあ翻って、被害を受けた方に対する保護というのはどうなっているんだということで、これは問題だなと思っておりまして、今、栗田議員がおっしゃったように、32の都道府県で決まっているのに長野県は決まっていないというようなことがありました。

そして、たまたまその当時の千曲警察署長さん、お名前は申し上げませんが、この方は、もう5年前になりますけれども、軽井沢のスキーマの事故がありました。多くの方が亡くなりましたが、あのとき担当されていたそうなんですが、ほかの都道府県の被害に遭った、命をなくされた方に対する補償はできたけれども、長野県の方はされなかったということで、長い間、県に対しても運動をされていたということでありました。

たまたま、その時期に私は、その千曲警察署長さんから県内には犯罪被害者等を支援するための条例を制定している市町村がなく、事件が発生し被害を受けてもサポートがすぐにできない状況であるということで、打合せをしましょうという日にちを決めておりました。ところがその1週間前に悲惨なる事件が起きてしまったということでありまして、具体的な打合せはその後になりましたけれども、早急に犯罪被害者等支援条例を制定しようということで、警察とも一緒になって検討を始めたということでありました。したがって、条例が整っていない中でこの事件に対しての対応をせざるを得ないということでありました。

この令和2年5月の痛ましい事件は、被害者のご自宅で発生して、1週間程度は警察で保護されておられましたけれども、その後は、被害者の方自身で生活の再建を図ることになるため、住居の安定が図れるよう、警察を通じて町営住宅への入居の申出がございました。しかしながら、自宅から近い位置にある町営住宅に入居された場合に、被害者のご遺族をはじめ、町営住宅に入居されている方々の2次被害を防止することが重要になりますので、当面の間は、町外の県営住宅が利用できるよう、千曲警察署に検討をお願いした経過がございます。

その後、事件も落ち着き、町営住宅の利用を引き続きご希望されたことから、令和2年10月末に入居可能な町営住宅をご案内いたしましたけれども、間取りの関係ですとかいろいろありまして、ご希望に合わず、入居には至らなかったということでありました。

このような経過もあり、条例制定に向けての準備を急ぎ、議会のご理解もいただく中で、令和2年9月に坂城町犯罪被害者等支援条例を制定したところであります。

また、ご遺族への見舞金につきましては、この痛ましい事件を考慮する中で、何とか支給をしたいという思いから検討を重ねまして、犯罪被害者のご遺族へ見舞金が申し上げられるよう要綱を整備して、ご両親に合計60万円の見舞金を、言わばこれはバックデートした形になり

ますけれども、見舞金を申し上げたところでございます。

先ほども申し上げましたが、条例等の制定準備の段階で事件が起きてしまい、条例などの制定が間に合わず、大変残念な思いをしておりますが、事件発生後は警察や関係機関と連絡を取り合う中で、最善の対応を行ってきたものと考えております。

また、ご遺族の皆様におかれましては、少しでも早く穏やかで平穏な日々を取り戻され、安定した生活を再建されますことをご祈念申し上げたいというふうに思っております。

**企画政策課長（大井君）** 犯罪被害者等支援条例についてのご質問にお答えをいたします。

犯罪被害に遭われた方が一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、町、町民及び事業者、関係機関などが連携して、被害者に寄り添った支援施策を総合的に実施することを目的に、犯罪被害者等支援条例及び犯罪被害者等見舞金支給要綱を定め、支援を行っているところでございます。

ご質問の見舞金の支給につきましては、町の条例及び要綱において定められており、条例では、条例の言葉を引用させていただきますので硬くなりますが、「犯罪等により害を被った者、及びその家族又は遺族」を支給範囲として、要綱では、条例の支給範囲のうち「犯罪行為を受けたことにより傷病を負った者で、その治療に要する期間が1カ月以上であると医師により診断された者」としておりますので、この範囲において見舞金を申し上げてまいります。

また、見舞金の対象について具体的に申し上げますと、見舞金の支給要綱において、遺族見舞金につきましては、事実上の婚姻関係も含めた配偶者または死亡被害者の収入によって生計を維持していた死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹などで、支給の順位といたしましては、まず配偶者を対象とし、その次に父母や子などの順番となります。

また、傷害見舞金は、傷害被害を負ったご本人が見舞金の支給対象となります。

続いて、犯罪被害者への住居の支援につきましては、現在、県議会で審議されております長野県犯罪被害者等支援条例の案で、従前の住居に住むことが困難となった被害者の方などの住居の安定を図るため、県営住宅への優先的な入居について配慮することが規定されております。

この県営住宅への優先的な入居が行われることで、被害に遭われた方などの住宅の安定が図られるものと考えております。また、状況によっては町営住宅を一時的に利用することについても、今後検討してまいりたいと考えております。

続きまして、2次被害対策の対応についてのご質問ですが、町では毎年12月に人権に関する問題について理解を深め、差別や偏見のない豊かで明るい地域社会の実現を目指し、人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会を開催し、人権尊重の普及高揚を図っており、犯罪被害につきましても、今後のテーマとして取り上げていきたいと考えております。

小中学校における人権教育は、子ども・女性・障がい者などの人権に併せ、犯罪被害者に関する問題についても、教育活動全体を通じた人権教育として行っており、さらに中学校ではS

D G s の学習と併せた人権教育に取り組んでおります。

町内企業への啓発といたしましては、毎年、町内企業の社員を対象に、企業人権同和教育推進協議会と連携し、新入社員人権同和教育研修会や企業内人権同和教育推進員研修講座を開催しており、企業に対しても、犯罪被害者等への理解を深める内容を取り入れた研修を行っているところでございます。

今後も、地域社会や企業に対し、不当な差別や偏見、いじめ等が生じないように、機会を捉えて啓発を行ってまいりたいと考えております。

次に、公的代理人等についてのご質問ですが、犯罪被害者ご自身では対応が困難な風評被害や専門的な課題に対応するため、公安委員会が認定するNPO法人の長野県犯罪被害者支援センターがでございます。この支援センターでは、専門的立場で相談に応じていただくことができ、検察や裁判所、その他関係機関への同行支援や専門的知識を持つスタッフによるカウンセリングなどが行われております。

また、相談業務のほか、国の犯罪被害者等給付金の申請補助、犯罪被害を受けられた方などに対する物品の提供や貸出し、犯罪被害者等の支援に関する広報活動及び啓発活動なども行われ、総合的な支援の窓口として犯罪被害を受けられた方などからご相談がございましたら、おつながりしてまいりたいと考えております。

町といたしましては、犯罪被害を受けられた方への理解を深めていただくため、県、警察、関係機関・団体等と連携を図りながら、引き続き、町のホームページや広報紙等で啓発を図ってまいりたいと考えております。

**8 番（栗田君）** こういう条例に限らず、法律というものは、それに該当する件がどんどん起こって行って、その一つ一つの問題について、言わば判例のようなものを積み重ねて行って、それが全体として一つの法律になるものというふうに考えています。したがって、今回のこの件、それからまたいろいろ出てくると思いますが、そこでよりよい条例が形成されていけば大変いいというふうに思っております。

じゃあ最後に、これは今日突然聞かされた話なんですけど、昨日かおとといか、大変何というんですか、突然、木に登っていて、それでよくわかりませんが、私には。そこから落下する、落下する前にもう大変なことになっていたらしいですが、そこで命を落とすと。私より一つ下の人なわけですけども、年は。そういうところに居合わせた方の言葉に、とにかく時間は戻せないと、起こっちゃう。この件についてもそうだと思いますよね。自分の子どもが亡くなる。

そういうことで、ここで私の一般質問はちょっとお許し願いたいと思います。

**議長（小宮山君）** ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午後 3時34分～再開 午後 3時44分）

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

ここで会議時間の延長を申し上げます。本日の会議は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

次に、5番 中島新一君の質問を許します。

**5番（中島君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症拡大防止に対し、医療関係者、事業所の皆様、さらに行政をはじめ、自らの感染予防等様々なお立場から尽力されている方々に、この場をお借りして感謝と敬意を表する次第でございます。そして、感染症検査陽性者の方々には一日も早い回復を願い、お見舞い申し上げます。

ワクチンの3回目接種も8か月から6か月へと短縮されたと厚生労働省の方針が変わり、中でも混乱がないよう柔軟な対応、そして子育て世帯への臨時特別給付金におきましても、政府の方針が変わる中、当町におかれましては、現金による支給の決断、そして事務手続においての迅速な対応に対しまして、重ねて敬意を表する次第でございます。給付を受けたご世帯の方からも、現金での給付に対し、ありがたいとの声を多くお聞きいたしました。

こうした新型コロナ感染症による対策への対応も丸2年が過ぎ、経済の面、福祉の面、教育の面、環境の面と、町民の皆様の安心・安全な生活のための支援策や取組がなされてきたところと思います。

この新型コロナ感染症による検査の陽性者数も、県内で何百人と連日発表されておる中で、数字の慣れもあり、混乱することも以前よりなくなってきており、一人一人冷静な対応をしていただいているところだと思いますが、いまだ陽性者数は高止まりという状況の中で、予断を許さないところでもございます。

しかしながら、必ず来るコロナ禍の出口を見据えていきながら、復活への行動を考え、また経済の動向、物価の上昇による生活面での不安という状況を踏まえた中で、アフターコロナに向かってということで、2点質問させていただきます。

イとしまして、事業所の支援についてでございます。今年度、令和3年度は2年度にも増しまして新型コロナ感染症に対する経済支援、事業所支援等、様々な支援事業がなされてまいりました。3年度の支援事業の実績をお尋ねします。その中でも特に、経済活性化の支援事業とも言えます「さかきのお店応援券事業」の反応と成果も踏まえてお聞きいたします。

また、3年間にわたります感染症拡大防止策として、さらにまん延防止等重点措置として時短要請、休業要請なども出ております。そのような中で、影響を受けている事業所への4年度の支援事業の施策等をお聞きいたします。

ロといたしまして、町の観光施設についてでございます。全国的にも新規陽性者数また病床使用率の減少により、まん延防止等重点措置とそれに伴う休業や時短要請、そして人々への自

肅要請が徐々に解除されてまいりますと、昨年の自肅後の統計上、人の流れが活発になることが期待されます。町内の各サービス業、観光業の事業所の経営者の方々も、感染防止対策をしながら、今後の事業、または商売の復興に向け、宣伝活動やイベントの計画など様々なことを考え、経営の正常化に向けた取組と企業努力を重ねております。

そうした中ではございますが、これから歓送迎会や卒業式、入学式、旅行シーズンという中でも、2年連続の自肅となっております。町の観光施設においてもしかりです。施設の休館やイベントの中止などで来客数は減少していると思います。その中でも、ばら祭りとして5月の下旬から6月上旬にかけて開催され、期間中は4万人を超える来園者があった、千曲川バラ公園で行われるばら祭り。全国的にも珍しい展示館でもあり、様々なコンセプトで主に刀剣等を展示している鉄の展示館。そして、コロナ前は年間20万人を超える来館者があった、お風呂からの眺望も人気の湯さん館。これらの町観光施設の今後の集客に向けた取組を準備していく必要があると考えますが、町のお考えをお聞きいたします。

以上、イ、ロについてお聞きいたします。

**町長（山村君）** ただいま中島議員さんから、アフターコロナに向けてということで、イ、ロとご質問がありました。私からは全般的なことをお答え申し上げまして、そのほか個々の内容、詳細につきましては担当課長から答弁いたします。

新型コロナウイルスは、デルタ株から感染力が高いオミクロン株に置き換わり、急速に感染が拡大し、長野県をはじめ多くの都道府県でまん延防止等重点措置が適用される状況となりました。

町民及び事業所の皆様には、まん延防止等重点措置の適用に伴い、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自肅、基本的な感染防止対策の徹底、不要不急における県外との往来の自肅、早期のワクチン追加接種など、様々な面でご協力をいただいたところにつきまして、感謝を申し上げますところでございます。

当初、1月27日から2月20日までとしていたまん延防止等重点措置の適用期間は、感染者数が高止まりする中、3月6日まで延長されましたが、これまでの対策など、皆様方のご理解とご協力により、感染拡大は徐々に収まりつつあり、長野県における適用期間は3月6日をもって終了したところであります。

重点措置が解除されたとはいえ、これから人の移動や集まる機会が多くなる年度末・年度始めを迎え、さらに春のイベントなどが計画され、増えてくる時期になりますので、当面は感染対策を徹底し、感染拡大の再燃を防ぐため、これまでと同じレベルの取組が必要であると考えておりますので、引き続き、ご理解とご協力をお願いしたいと考えております。

さて、これまでにおける新型コロナウイルス感染症の波は、アルファやベータ、ガンマ、デルタ、そしてオミクロンと形を変え、性質を変え、何度も押し寄せてまいりましたが、その都

度、町内事業所が必要とする支援策を検討し、対応してきたところであり、令和3年度におきましても様々な支援事業を実施してまいりました。

最初に、町の制度資金の経営安定特別資金（新型コロナウイルス対策）ではありますが、町内事業所の資金繰りを支援するため、運転資金500万円を限度額とし、貸付利率や利子・保証料補給など、事業所等の負担を低減させた融資制度で、令和2年度に引き続き実施いたしました。

また、中小企業等事業継続支援金は、コロナ禍前と比較して、月の売上げが30%以上減少し、厳しい経営状況にある町内事業所に支援金を給付する制度として整備し、事業の継続と経営の安定化を図ることを目的として創設したものであります。

また、「さかきのお店応援券事業」では、発行総額2,893万円に対して、換金総額が2,561万4千円で、約9割の利用をいただきました。

また、同時期に実施いたしました「ねずこん生誕10周年スタンプラリー等消費回復応援事業」では、応援券とスタンプラリーの相乗効果により、店舗等の利用促進と地域における消費喚起を促すことができたものと考えております。

また、飲食・小売店等が行う感染防止対策の環境整備や強化を支援する飲食店等新型コロナウイルス感染防止対策補助金や信州の安心なお店推進交付金については、町内の飲食・小売店等がこの補助金等を活用することにより、信州の安心なお店の認証店も増え、応援券やスタンプラリーの事業実施にあたっては、コロナ禍でも安心してご利用いただける店舗環境が整ってきたこともあり、多くの方にご参加いただき、店舗等の利用促進につながったものと考えております。

次に、町商工会と連携して実施しました商工会飲食業等支援事業「ドライブスルー坂城井井」、井井ですね。これは地域の飲食店の味を堪能いただくとともに、売上げの増加と今後の集客につなげることを目的に実施いたしました。大変盛況で、多くの方にご利用いただきました。

これら令和3年度の支援事業につきましては、町商工会や関係機関、町内の金融機関からも情報を得ながら実施してまいりましたが、事業活動の継続や経営の安定に向けた事業所への効果的な支援ができたものと考えております。

令和4年度の支援施策につきましては、製造業や飲食店などの小規模零細企業への支援を中心に、国や県の支援制度も確認しながら、必要とされる支援が行き届くよう、状況に応じた制度の検討や情報発信などについての的確に対応してまいりたいと考えております。

また、事業の実施にあたっては、国や県の有利な補助金を効果的に活用する中で、町商工会やさかきテクノセンターなどの関係機関や金融機関と連携を密にして、町内事業所のニーズに合った支援策の実施に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、町の観光施設についてお答えします。新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、混雑した場所や感染リスクが高い場所等への外出や移動の自粛が求められ、毎年4万人もの方においでいただければ祭りをはじめ、町内で行われる各種イベントの中止が余儀なくされました。

また、心と体を癒やしリフレッシュしていただくびんぐし湯さん館や、日本刀のすばらしさと匠の技術を伝承する鉄の展示館などの観光施設におきましても、来館者が大幅に減少するなど、大変大きな影響を受けているところであります。

令和4年度に計画をしている各種イベントにつきましては、新型コロナの感染状況を注視し、感染予防対策の徹底を図る中で、実施に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

また、観光施設におきましては、各施設の魅力を感じていただき、興味を持っていただけるような工夫や情報発信に努め、様々なイベントや各施設との相乗効果といった点にも目を向けながら、集客につなげてまいりたいと考えております。

**商工農林課長（竹内君）** 私からは、伊の事業所の支援についてと、ロの町の観光施設についてのうち、鉄の展示館についてお答えいたします。

町内で新型コロナウイルス感染症の影響を受け始めた令和2年度に続き、令和3年度においても感染拡大による事業所への影響が著しいことから、様々な補助金・助成金などの支援事業を創設し、支援を行ってまいりました。

初めに、「さかきのお店応援券事業」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内の飲食店をはじめ、小売店や理美容店など、地域で頑張る事業所の利用促進を図るとともに、消費喚起を促すため実施したものであり、町内事業所から応援券の取扱店を募集し、そこで利用できる応援券を町民1人当たり2千円分を世帯主に支給し、昨年10月1日から本年1月31日までを利用期間として実施いたしました。また、応援券2千円のうち1千円分は取扱店の全てで利用できる共通券とし、残りの1千円分は飲食店で利用できる専用券として発行したものであります。

応援券の利用状況としましては、発行枚数に対して取扱店共通券が92%、飲食店専用券は86%で、全体の利用率といたしましては89%となり、総額で2,561万4千円の利用がございました。

応援券の取扱店からは、応援券のおかげで年末年始が乗り切れた、コロナ禍でお客さんが減少していたので効果的だった、来年も第2弾、第3弾を行ってほしいなど、多くの声が寄せられたところでございます。多くの町民の皆さんにご利用いただいたことで経済効果や消費喚起につながり、コロナ禍で落ち込んでいた商業店舗等の売上の確保に大変効果があったものと考えております。

次に、「ねずこん生誕10周年スタンプラリー等消費回復応援事業」につきましては、町内

の飲食・小売店や観光施設などの利用促進と誘客を図るため、町商工会と連携して実施いたしました。

町内商業店舗等を回るスタンプラリーは、参加店として登録された事業所で、異なる5店舗においてそれぞれ1千円以上の買物を行い、5店舗分のスタンプを集めた方に商工会の商品券を漏れなく進呈するもので、さらにその商品券を使用することで消費拡大につなげるものがあります。また、5店舗分のスタンプがたまった台紙を抽選会に参加できる応募用紙としたことから、スタンプラリーへの参加意欲をさらに高めることができました。

10月と11月の2回実施いたしました。10月分は1,043人、11月分は1,030人で、合計2,073人の方にご参加をいただき、令和2年度に実施したスタンプラリーの約2.4倍の実績となりました。

このスタンプラリーの経済効果を数値で表しますと、進呈した商品券を含めて、少なくとも1,240万円となり、こちらも大きな効果があったものと考えております。

また、台紙によるスタンプラリーと併せて、各店舗に設置されたQRコードをスマートフォンで読み取って行うデジタルスタンプラリーを実施したことにより、幅広い年齢層の方が楽しみながら買物や食事などを行う機会となり、さらには「さかきのお店応援券事業」とスタンプラリー事業を同時期に実施したことで相乗効果が生まれ、消費拡大と需要喚起、経済活動の活性化にも寄与できたものと考えております。

次に、飲食店等新型コロナウイルス感染防止対策補助金につきましては、町内の小売・飲食・理美容・医療などの業種で、新型コロナウイルスの感染防止対策を行うために必要となる除菌機や空気清浄機、飛沫感染防止用品などの購入や設置に係る費用について、10万円を上限に補助するもので、申請件数が73件、641万1千円の補助を行いました。コロナ禍における事業経営者の経費負担の低減と、店舗等を利用する方が安心してサービスを受けられる環境づくりの支援につながったものと考えております。

次に、中小企業等事業継続支援金につきましては、新型コロナウイルス感染症の第4波、第5波などの影響を受ける町内中小企業者の事業継続と経営回復及び安定を図るため、事業全般に広く使える支援金として創設したものであります。

令和3年4月から9月までのいずれか1か月の売上げが、新型コロナの影響を受ける前の同月比で30%以上減少している中小企業者を支援するもので、36件の事業所に対し673万5千円の支援金を給付いたしました。

次に、信州の安心なお店推進交付金につきましては、県が推進する信州の安心なお店の認証を受け、店舗等の利用促進や安心・安全の確保を事業者自ら行うとともに、事業の継続と経営の安定を図る事業所の支援として実施したものであります。

県が実施する認証制度により認証を受けた、町内に事業所や店舗を構える法人または個人事

業者を対象として、1事業者につき10万円を交付したものであり、申請件数は39件で、390万円を交付いたしました。この交付金事業の実施により、町内で認証店となる飲食店などが増え、店舗における感染防止対策も向上したものと考えております。

また、第6波によるまん延防止等重点措置の適用により、飲食店への時短要請がされたところではありますが、認証店においては、営業時間や酒類の提供などの要件が緩和され、売上減少の抑制につながられたものと考えております。

この県の認証制度につきましては、店舗等が感染防止対策を行い、利用者が安心して飲食や各種サービス等を利用できる環境づくりとして効果的でありますので、引き続き、町内事業者への周知及び推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、雇用調整助成金等申請支援補助金につきましては、国の雇用調整助成金等の申請書作成などに係る業務を社会保険労務士に委託した場合に、支払った経費に対して補助をするものであります。

令和2年度から継続して実施している事業で、令和3年度の申請件数は、2月末時点において1件ではありますが、制度についての問合せ等は現在も続いている状況であります。

次に、町制度資金であります経営安定特別資金（新型コロナウイルス対策）につきましては、中小企業等の資金繰りを支えるため、令和2年4月に新設した融資制度で、貸付限度額は運転資金500万円として、貸付利率を0.8%、貸付後5年以内については金利負担ゼロ、保証料も全額補給するなど、事業者の負担をできる限り軽減する内容となっております。

令和2年度は180件、令和3年度は2月末時点で41件の実績であります。コロナ禍で減少する売上げを補填し、事業を継続していく資金として大変有効にご利用いただいたものと考えております。

次に、商工会と連携して実施した「商工会飲食業等支援事業ドライブスルー坂城井井」につきましては、町内飲食店の自慢の井をドライブスルー形式などで販売し、店舗の売上げの向上とともに、集客力と認知度の向上を図るために実施したものであります。

一般向けと企業向けで計4回実施し、合計4,157食の井を売り上げ、また、年末年始における料理などのテイクアウト事業も実施する中で、町内飲食店等の売上げの向上とともに、新たな集客につながられたものと感じております。

新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない状況ではありますが、引き続き、令和4年度も制度資金をはじめ、補助・助成制度などの支援施策について、その都度、適切な制度設計を行い、町内事業者の支援につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、ロ.町の観光施設についてのご質問のうち、令和4年度における鉄の展示館の事業展開についてお答えいたします。

鉄の展示館における令和3年度事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により開

催できなかった展示会はなかったものの、入館者数については、コロナ禍前の7割程度で推移している状況であります。

来年度計画を予定している展示会では、大勢の皆さんにお越しいただけるようワークショップなどのイベントにも力を入れて、楽しみながら刀のすばらしさに触れていただける機会にしたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症が終息しない場合であっても、しっかりとした感染防止対策を施して、入館者が安心して展示品をご覧いただける環境を整えてまいりたいと考えております。

来年度の最初の企画展といたしましては、4月1日より大河ドラマの時代に焦点を当てた「鎌倉時代の日本刀展」を開催し、鎌倉期の古刀を中心に展示をいたします。

6月11日からは、特別展「第12回新作日本刀研磨外装刀職技術展覧会」を開催いたします。コンクールで受賞した作品を一般公開して、総合的工芸品である日本刀の世界と日本刀文化について理解を深めていただくとともに、現代の日本刀・刀職技術をご覧いただく機会といたします。

9月3日からは、鉄の展示館開館20周年記念として、特別展「二次元VS日本刀展」を開催いたします。アニメ・マンガの人気クリエイターたちがデザインした刀をリアルに再現して展示いたします。

11月22日からは、企画展「宮入行平生誕110周年記念展」を開催し、来年、生誕110周年を迎える宮入行平刀匠をしのび、宮入行平刀匠が制作した刀剣類や一門の作品などを展示いたします。

また、来年2月からは、これまで大変好評をいただいております、第8回となる「坂城のお雛さま～江戸から現代まで～」を開催いたします。この展示会は、町内外に残る江戸期から現代に至るひな人形や民俗資料、さかき和布の会によるつるし飾りなど、坂木宿ふるさと歴史館との共催で実施しており、周辺施設とも連携することで駅周辺の市街地の周遊性を図り、地域の活性化にもつなげております。

コロナ禍において集客が難しいところではありますが、刀匠の町としての顔も持つ当町に多くの方が訪れ、刀が持つ魅力と美しさを感じていただくとともに、歴史や文化、自然、特産品など、見どころ満載の当町に足を運んでいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

**建設課長（関君）** 私からは、ロ. 町の観光施設についてのご質問のうち、バラ公園の対応について、ばら祭りを中心に答弁します。

ばら祭りは、バラのまち坂城町を町内外に発信するとともに、町民の皆さんのバラに対する関心を高め、町花バラの再認識とバラの普及拡大を図るイベントとして、町をはじめボランティア団体の薔薇人の会、町商工会、ステキさかき観光協会、ながの食品衛生協会坂城支部な

ど、多くの団体の皆さんにご参加・ご協力をいただく中で開催してまいりました。

ばら祭りの会場であります、さかき千曲川バラ公園は、手入れの行き届いた色とりどりに咲き誇るバラとともに、自然豊かな坂城町の原風景である千曲川と北アルプスが眺望できるロケーションが重なり、来園された皆さんに大変なご好評をいただき、毎年、町内外から約4万人の方にご来場いただく町を代表する観光スポットになっております。

新型コロナウイルス感染症拡大により、一昨年、昨年と2年連続でやむなく中止となりましたが、インターネットを介して、ライブ映像などにより町内外に向けて情報発信を行ってきたところでございます。

また、中止になった2年間におきましても、来年こそは開催をとの願いを込めて、ローズガーデナーの皆さん、薔薇人の会の皆さん、シルバー人材センター作業員の皆さんを中心に、バラの剪定作業や園内の草取りなど、地道で大変な作業を継続して行ってきていただいております。

第17回となる来年度のばら祭りにつきましては、昨年12月、ばら祭り実行委員会を開催する中で、5月28日から6月12日までの16日間で開催することを決定いたしました。開催に向けまして、バラ公園では、平成21年に開催したばらサミットにおいて、加盟自治体が植樹した看板や園内に植樹されている各バラの品種の案内表示看板、こういったものを一新するとともに、ばら祭りの開催に間に合うよう、園内の案内看板やイベント広場のフェンスについてもリニューアルできればと考えております。

また、昨年8月の千曲川増水により冠水した河川内の駐車場につきましては、整備を始めるとともに、さらに面積を拡張ができないか、千曲川河川事務所と協議を行っているところであります。

なお、先月2月におきましても、コロナ感染に注意しながらではありますが、薔薇人の会の皆さん、オーナー企業の皆さんには、ばら祭りの際には色鮮やかに咲き誇る見応えあるバラをさらに楽しんでいただけるよう、来園者の目線を意識した樹高を調整しながら、剪定作業を行っていただいたところでございます。

今後、新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら、開催の是非について検討してまいりますが、現時点におきましては、関係する皆さんとともに、実施できなかった2年間、第15回、16回の思いも込めて、第17回ばら祭りが盛大に開催できますよう準備を進めているところでございます。

**企画政策課長（大井君）** ロの観光施設のご質問のうち、びんぐし湯さん館の今後の集客に向けた取組についてお答えをいたします。

びんぐし湯さん館は、住民の健康増進、コミュニティー活動の推進、地域活性化などを図るための温泉施設として平成14年にオープンし、町内外から520万人を超える皆様にご利用

をいただいております。

今後の集客に向けた取組といたしましては、オープンから20周年を迎える令和4年度に、施設の魅力をより向上させる工事と、心臓部とも言うべき源泉井戸や機械設備等のメンテナンスや更新、経年劣化による不具合箇所の改修などを行い、魅力的な施設の安定した運営と、安心してご利用いただける環境を整えてまいりたいと考えております。

町内外の多くの皆様から愛されるびんぐし湯さん館が、コロナの収束後はより多くの集客を果たし、地域の活性化の一翼を担えるよう、準備を進めてまいりたいと考えております。

**5番（中島君）** 町長、担当課長より詳細にお答えいただきました。コロナ禍に対します町の支援事業、施策などは、町外の議員さんからも、坂城町はいろいろ考えているねと言われたこともございます。令和3年度の町独自の支援策を数えましても、10事業を超える様々な制度や施策が町内事業所に利用され、また、それらがコロナ禍の自粛要請に対する影響で圧迫する事業所経営への持続化に向けた支援策になったものと言われる実績ではないでしょうか。

「ねずこん生誕10周年記念スタンプラリー」におきましても、1,200万円を超える経済効果、「さかきのお店応援券事業」に関しましては、利用率が90%近い利用で、2,500万円を超える利用があったということでもございました。「さかきのお店応援券事業」、この事業は消費者の方々、事業所にとっても大変好評でした。その結果が利用率にも表れていると思います。

利用した方からは、食料品をはじめ、子どもたちの衣料や学校備品等の購入、ガソリン、また日用雑貨等の購入に利用したとのお声をお聞きいたしました。やはり、このような応援券事業に対し、利用していただく町民の皆様が、消費者として町内経済の活性化をしていただいていることに感謝するところでございます。

しかしながら、ここ数か月、タマネギやジャガイモ等の野菜も高騰しております。また、ガソリン等も値上がりし、家計を圧迫してくる現状もございます。町民の皆様には生活支援、また事業所支援のため、もう一押しのお応援事業を施策していただけないかと要望するところでもございます。また、4年度の支援策につきましても、政府予算案でもコロナ禍対策が盛り込まれており、引き続きの支援事業等の柔軟な対応をお願いいたします。

町観光施設についてですが、バラ公園でのばら祭りは丸2年中止となっておりますが、薔薇人の会をはじめ、ローズガーデナー、オーナー企業等の皆様により、管理保全、育成、整備がなされていることに大変感謝を申し上げる次第でございます。今年こそ、この千曲川バラ公園で行われますばら祭りが盛大に開催できますことを願うばかりでございます。

鉄の展示館におきましては、しっかりと感染防止対策を施した上で、様々な連携企画等が企画されており、安心して、全国の皆様が来場していただくことが地域活性化の道筋につながると思います。ますますの個性豊かな展示やイベントに期待するところでございます。加えて

今後、周辺拡張がなされます宮原邸の跡地利用に対しましても、考えていかなければならないところと思います。

湯さん館につきましては、リニューアルされるということで、集客に向けた環境整備、また準備がなされた後は多くの方々に来館していただき、ゆっくり入浴してコロナ疲れを整えていただければと思います。

さらには、湯さん館を中心に、びんぐし公園と久保邸との広域での活用も今後の集客に向けての課題になってくるところと思います。4年度は、これらの取組が予算どおりに行えますことを改めて願う次第でございます。

まとめとして、まん延防止等重点措置も長野県では6日に解除され、再び経済復興に向け歩みを進めなければなりません。昨年の感染拡大が一旦大きく減少したことで、世界的に景気が回復し、生産や物流が追いつかない状況が生まれ、特に原油をはじめとするエネルギー価格の高騰が広範囲な分野に影響を与え、値上げの連鎖が生まれております。

日に日に変わる状況のこの2年、町でも、県でも、国でも、新型コロナウイルス感染症に対し、人々の命と暮らしを守るという対策が行われているわけでございます。

世界各国におきましても、新型コロナウイルス感染症の対応で、命と経済を守る施策が行われていたわけではございますが、今、一国の指導者により武力によって尊い命が数多く奪われております。このような考えと行動は直ちにやめてもらいたい。また、こうした行動により様々な制裁措置などが行われ、それによりさらなる経済への影響、また物価の上昇といった生活面での影響も懸念されてまいります。

そんな中でも私たちは、人々が暮らしていく上での不安を少しでも取り除いていけるよう、安心と安全な生活を送れるよう、お互いさまの精神を持って共に進んでいきましょう。以上で私の一般質問を終わります。

**議長（小宮山君）** 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日10日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（散会 午後 4時26分）